

第二百四回国 参議院文教科学委員会會議録第十三号

令和三年五月二十日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

五月十七日

辞任

佐々木さやか君

安江 伸夫君

梅村みずほ君

吉良よし子君

五月十八日

辞任

西田 実仁君

山口那津男君

鈴木 宗男君

市田 忠義君

補欠選任

山口那津男君

西田 実仁君

鈴木 宗男君

市田 忠義君

補欠選任

安江 伸夫君

佐々木さやか君

梅村みずほ君

吉良よし子君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

太田 房江君

赤池 誠章君

上野 通子君

吉川ゆうみ君

斎藤 嘉隆君

委員

有村 治子君

石井 浩郎君

世耕 弘成君

高階恵美子君

水落 敏栄君

石川 大我君

横沢 高德君

蓮 舫君

佐々木さやか君

安江 伸夫君

国務大臣

文部科学大臣

国務大臣

副大臣

財務副大臣

事務局側

文部科学副大臣

常任委員会専門員

政府参考人

内閣官房内閣審議官

法務省大臣官房審議官

財務省主計局次長

文部科学省大臣官房学習基盤審議官

文部科学省総合教育政策局長

文部科学省初等中等教育局長

文部科学省高等教育局長

文部科学省高等教育局長

文部科学省高等教育局長

文部科学省初等中等教育局長

文部科学省初等中等教育局長

文部科学省初等中等教育局長

文部科学省初等中等教育局長

文部科学省初等中等教育局長

文部科学省初等中等教育局長

文部科学省初等中等教育局長

文部科学省初等中等教育局長

文部科学省初等中等教育局長

文部科学省初等中等教育局長

文部科学省初等中等教育局長

文部科学省初等中等教育局長

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査

(大学教育の質の保証に関する件)

(二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催可否に関する件)

(大学生への新型コロナウイルス感染症に係る検査に対する支援に関する件)

(いじめの重大事態への対処に関する件)

(がん教育に関する件)

(教員による児童生徒への性暴力に関する件)

(新型コロナウイルス感染症の影響を受けた文化芸術活動への支援に関する件)

○著作権法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(太田房江君) ただいまから文教科学委員会を開会いたします。

政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、内閣官房内閣審議官河村直樹さん外十名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(太田房江君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(太田房江君) 教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査を議題とし、質疑を行います。

○上野通子君 自由民主党の上野通子でございます。

す。

本日は質問の機会をいただき、ありがとうございます。

バイデン大統領は、先月の連邦会議の演説の中で米国家族計画を表明しました。これを将来世代の投資と位置付け、約一兆ドル、日本円で百八兆円を充て、中間層や低所得者層の育児教育環境の改善に力を入れていくと発表されました。その中の教育における具体策としては、今までの五歳児向けの幼児教育無償化と小中高校の十二年間の無償化の教育ではもはや十分ではないと述べ、新たに三、四歳児を対象とする就学前の教育の無償化にも二千億ドル、約二十二兆円、さらに、地域の二年制の高等教育機関であるコミュニティカレッジへの進学無償化のための千九十億ドル、約十二兆円を投資するとのこと。すごいことだと思います。

日本においても、教育への公的支援、できるだけ引き続き、重要な課題なので、これを取っていただきたいんですが、萩生田大臣は先週、経済財政諮問会議において幼児教育のスタートプランを掲げておられますが、資料一を御覧ください。

幼児期からの学びの基盤づくりは大変重要だと大臣もお考えでいらつしやいますので、全ての小学校就学前の子供たちにとって大事なこのポイントをは是非ともっと支援していただきたいと思っています。

イギリスでも、ブレア政権の時代から同様の取組を教育省が中心となつて進めてきていると承知しております。また、小一プロブレムの問題もたくさん指摘されておりますので、小学校の教育の接続の教育プログラムをしっかりとこれから提供していただくこと、これが必要だと思います。

幼児教育、そして幼小連携の充実に対して、大臣の意気込みをお伺いしたいと思います。

○国務大臣(萩生田光一君) バイデン大統領、余り教育に過去触れたことがなかったので、私もびつくりすると同時に、すばらしいなというふうに思います。

先進国では今、幼児教育に対する投資、人への投資というのは大きなトレンドになっていまして、四十人を三十五人にするだけでこんなに大変な思いしている日本と比べると、G7の一員としてここはもう少し加速をしなければいけないという、こういう決意で日々を過ごさせていただいております。

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであり、子供の発達や成長を一貫して支援する観点から、施設類型や地域、家庭の経済状況などを問わず、小学校就学前に生活や学びの基盤を育む質の高い教育を受けることができるようにしていくことが重要と考えています。

こうした認識の下、先週金曜日の経済財政諮問会議において、私から幼児期からの学びの基盤をつくる幼児教育スタートプランを発表させていただいたところです。具体的には、言葉の力、情報を活用する力、探求心といった生活、学習基盤を全ての五歳児に保障する幼保小の架け橋プログラムの開発推進、保護者や地域の教育力を引き出すための子育ての支援の充実、幼児教育推進体制の強化、保育者の確保や資質能力の向上などの内容を柱としております。

大切なことは、未来を担う子供たちを社会全体で支えていくことであり、全ての子供に対して幼児教育段階において生活や学習の基盤となる力を育み、しっかりと小学校以上の教育につなげていくことができるように、幼児教育スタートプランの具体化を進めてまいりたいと思います。

一部与党でこども庁なる新しい政策の議論が始まったことは一定歓迎したいと思うんですが、メディアでは保育園と幼稚園の対立みたいなことを盛んにあおるものですから、私はやっぱり中身が大事だと思ひまして、特に、小学校一年生

からGIGAスクールが始まって、先生方も御案内のとおり、パソコンやタブレットの入力というのはローマ字を圧倒的に活用するわけですよ。そうすると、ABCを勉強してきた幼稚園出身の子と、保育園でも幼児教育にかなり重点的にやってきた出身者と、あるいは全くお遊戯やお昼寝が中心だった預かりを中心にしてた施設出身者としては、一年生の段階でやっぱり基礎能力が違うということが今回大きく明らかになりました。

こんなことも考えますと、施設の形態とか役所の形、組織論じゃなくて、日本中の五歳児が同じことをしっかりと横串を刺して小学校に上がる準備をしていただくことが大切じゃないかと思っております、その中身の方を、私ちよつと力を入れて頑張りたいなと思っております。

○上野通子君 ありがとうございます。大臣のおっしゃるとおりでございます。幼児教育の充実、是非ともよろしく願ひいたします。

その中で、関連なんですけど、先日、自民党教育再生調査会において、お茶の水大学名誉教授の耳塚先生から、小学校の入学前の段階からの幼児教育の充実がその後の家庭環境による学力の格差を解消するためにも極めて有効との御見解をいただいたんですね。

そこで、次に、親の職業や学歴といった家庭の社会経済的背景、いわゆる今SESと呼ばれるんですが、このSESと学力についてお伺いします。

資料二を御覧ください。

文科省では全国学力・学習状況調査の追加調査として保護者に対する調査を行っており、その調査結果を用いて耳塚教授は、SESと学力の関係には一定の相関関係があることを分析されております。

そして、具体的に言いますと、資料三を御覧ください。

この調査の一部なんですけど、この資料三からは、SESが低いと三時間家庭で学習しても、SESが高くて全く家庭で学習しない子供よりも学

力が上がらない、伸びないということなんです。つまり、これはSESが低いと幾ら子供が努力しても学力向上には限界があるとの分析結果なんです。

私としては大変ショックなデータなんですけれども、とはいっても、SESだけで全ての学力が決まるわけではございません。耳塚教授もおっしゃっていましたが、本人のやる気と保護者の意欲、さらには学校での指導力、そして地域の支援があれば必ずSESの壁は乗り越えられるはずなんです。

そこで、もちろん現在でも文科省として様々な支援はされていると思いますが、例えば、SESにかかわらず、学力向上に効果的と言われている読書活動の推進又は非認知スキルを上げるためのコミュニティ・スクールなどを中心とした地域の力、地域力の充実について今後更にどのような取組を行おうとしているのか、文科省にお伺いします。

○政府参考人(義本博司君) お答えいたします。

委員御指摘のとおり、子供の経済状況や家庭環境にかかわらず子供たちが学習習慣を身に付けることは大変大事でございます。その際、委員御指摘のとおり、保護者、それから学校での取組、それから地域の取組の連携支援が非常に重要だと思っております。

御指摘のとおり、耳塚教授の調査におきましても、読書活動が学力の向上に良い影響があるというふうな調査結果が出ています。つまりは、子供たちが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高める力を身に付ける、欠かせないものだと思っております。

文科科学省におきましては、現在、子供の読書活動の推進に関する基本的な計画に基づきまして、家庭、それから学校、それから地域でのそれぞれの取組を推進するということの取組をしているところでございます。

特に家庭におきましては、読書の習慣付けをしつかり理解促進するというためのいろんな啓発ですとか支援、学校におきましては、指導要領の中において読書活動の推進というのを位置付けまして、その中で全校での一斉での読書活動、さらには学校図書館におけるいろんな取組ですとかビブリオバトルの実施など、読書習慣の形成に向けて効果的な取組ですとか読書への関心を高める取組をしているところでございます。さらに、地域におきましては、図書館において、子供や保護者を対象にしたようないろんな読み聞かせですとか活動をするということも併せて考えているところでございます。

今後、御指摘の調査等を踏まえながら、更にこういう活動を充実する旨、取り組んでまいりたいと存じます。

さらに、コミュニティ・スクールにつきましては、御指摘のとおり、多様な地域の方々の参画によりまして、地域学校協働活動と一体的に推進するということをしているところでございます。学校や子供たちの置かれている課題等に着目しまして、学校、家庭、地域が連携によりまして課題解決に向けた取組をやっているところでございます。

非認知スキルの向上という観点から、いろんな自然体験とか体験活動を行うとか、さらには読書の意欲の向上のための読み聞かせですとか、基礎学力の定着のための朝学習の支援など、様々な活動がそれぞれの地域で行われているところでございます。

コミュニティ・スクールにつきましては、今後、文科省におきまして、コミュニティ・スクールの在り方に関する有識者会議を立ち上げまして、今後の更なる設置促進ですとか活動の充実のための検討を行ひまして、学校、家庭、地域の連携の強化を図ってまいりたいと存じます。

文科省におきましては、こういうふうな活動を通じまして、引き続き、読書活動、コミュニティ・スクールの推進によりまして、地域全体で



の未来を担う子供たちの成長を支える活動に取り組んでいきたいと存じます。

以上でございます。

○上野通子君 ありがとうございます。

様々な取組、第二弾、第三弾もあるようですが、できれば家庭の親御さんに対しても、保護者に対しても、新聞でもいいから活字を読もうよというような発信も併せて家庭教育支援でしていただけたらと思います。よろしく願います。

そして、この家庭に対する、保護者に対する調査、今まで平成二十五年、二十九年とやってきて、今年もまた調査をする年になると思うんですが、これ、耳塚教授もすばらしい調査だとおっしゃっていましたので、是非ともこれをしっかりと実施していただいて、この調査結果を分析して次のまた政策に生かしてほしいと思います。よろしく願います。

次に、大学の教育の転換について伺いします。

社会環境の変化に伴って、グローバル化の進展や労働市場における通年採用の拡大、そして、今までの日本のメンバースhip型採用からアメリカのようなジョブ型、即戦力重視への転換といった動きや、さらには、より深い高度な学問研究を目指す研究者育成の重要性などを踏まえれば、世界に伍していくことができる人材を育成する観点での大学教育の質の保証、それが極めて重要になってきます。

我が国では長らく、大学は入りにくく出やすいと言われてきましたが、入口のハードルの高さが大学の真の価値ではございません。また、大学教育は、就職に役立つか否かというような短期的な視野ではなく、人生を豊かにするような、そして、より深い学びを長期的で本質的に提供する場であるはずでございます。すなわち、これからの大学は、入学段階での厳しい選抜を重視するのではなく、その大学で学ぶことによって何を学び、何を身に付けることができたのかを明確に掲げ、その力を保証する方向へと転換していくべきでは

ないかと思ひます。

そこで、この点について大臣にお伺いします。

○国務大臣(萩生田光一君) 我が国の大学がいわゆる入りにくく出やすいという問題は、これまでも中央教育審議会等で指摘をされたところでありますが、私、就任以来、逆に、入りやすく出やすいという、こういう新たな問題もあるというふうに認識しております。

卒業認定の基準の具体化、明確化及び成績評価の厳格化をしつかり求めてきましたが、このため、平成二十九年四月から、各大学が卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針から成る三つの方針を策定、公表することを義務化をいたしました。また、この方針を機能させるため、各大学における管理運営の方法を示した教学マネジメント指針を令和二年一月に策定、周知を行いました。これにより、大学が卒業認定・学位授与の方針や教育課程編成・実施の方針に基づき、何を教えたかではなく、学生が何を学び、身に付けることができたのかという学修者本位の教育への転換を促しているところです。

大学入学者選抜においては、各大学の入学者受入れ方針に基づき、大学の入口段階で入学者に求める力を、ペーパー試験だけではなく、高校までに育成した学力の三要素を多面的、総合的に評価する大学入試への転換を推進しているところです。

こうした取組を進めてまいりましたが、現在議論いただいている教育再生実行会議等でも、卒業認定・学位授与の方針の具体化や成績評価の信頼性確保に向けた取組を更に推進すべきと指摘されているところであり、引き続き、文部科学省としても出口を重視した質保証の確立に向け一層取り組んでまいりたいと思ひます。

○上野通子君 ありがとうございます。世界の大学に後れを取らないように、大学のその出口保証もよろしく願ひいたします。

次の、あと二問、できればお願いしたいんです

が、科学技術が未来をつくるという、人をわくわくさせる取組についてちよつとお伺ひしたいと思ひます。

今朝の文部科学部会でも、自民党の、ムーンショット型の取組が発表がございましたが、大変わくわくしながら聞いてきましたが、まず最初にムーンショット型研究開発の制度についてお伺ひしたいと思ひます。

皆さんもお聞きしたことあると思いますが、ムーンショットとは、実現の困難な計画や目標を立て、成功すれば大きな革新をもたらすという意味合いで、その出どころは、アメリカの三十五代のジョン・F・ケネディ大統領がアポロ計画に関するスピーチで、月へのロケット打ち上げ、ムーンショットについて言及したのが発端で、そのときのアポロ計画というのは大変困難な目的であったにもかかわらず、その後、夢が実現して月面に人類が着陸したと、その成果によって現在様々な宇宙開発等が行われており、今私たちはその恩恵を受けているわけです。

このように、今すぐではない、未来にそれが実現すれば必ず私たちに恩恵がある、そのような制度でございますが、日本においては、資料四を御覧ください。

このように、資料四のように、人々の幸福であるヒューマンウェルビーイングを目指して、二〇五〇年という未来に向けて人々を魅了する野心的な目標を七つ設定して夢ある開発を進めているところというわけですが、例えば、もう時間ないんですけれども、皆さん、コオロギ食べますか。コオロギ食べないと思ひますけれども、私の地元ではイナゴのつくだ煮はまだ食べているんですけれども、皆さんのところでは蜂の子とかも食べるところがあると聞いたんですが、この昆虫、まさに二〇五〇年、三十年後には人口が今より二十億人世界で増えるんですよ。そうすると、昆虫とか微生物が食料、重要なたんばく源になる可能性もあるということで、このムーンショットではそのような研究もしているんですね。

そしてまた、このムーンショットでは新たにわくわくするような目標を若手研究者を中心に検討していると伺ひましたが、そのわくわくを教えてくださいだきたいと思うので、よろしく願ひいたします。

○政府参考人(板倉康洋君) お答えいたします。

先生御指摘のムーンショット型研究開発制度の新たな目標に向けましては、現在、二十一課題の候補について調査研究が行われているところでございます。

具体的には、災害をキーワードに、台風を人類の脅威ではなくエネルギーをもたらす恵みに変換する社会の実現、あるいは、健康長寿、少子化をキーワードに、超小型の人工物を作製いたしまして人体に貼り付けることによりまして、自分の健康状態を常に把握し、個人に適した医薬などを自動的に投与できる社会の実現などの目標が候補になっているところでございます。

これらにつきましては、今後、秋頃をめどにCST Iにおいて新たな目標が決定されることになっておりますが、文科省といたしまして、JSTと連携いたしまして取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○上野通子君 というような、もうちよつとわくわくするかなと思つたんですが、皆さんがわくわくするようなのを期待していますので、これからよろしく願ひいたします。

ムーンショットと同じく、夢を広げるもう一つの取組、もう時間ないんですが、クローン文化財というのがございまして、これ、芸大でしっかりと今取り組んでいるんですが、芸術と科学の知の融合によって誕生したこのクローン文化財、何と今、技術を基にした大学のベンチャーが、ベンチャー企業を創設しまして、その芸大のベンチャー企業は昨年までの二年間で二億円以上の売上げがあるほど経済効果、活性化をもたらせております。

このように、クローン文化財だけではなく、各大学で夢を育むイノベーションを企業とともに生

み出していくこと、これも大変重要なことだと思  
いますが、文科省としてはこれからどのように考  
えて支援していくのか、お伺いしたいと思いま  
す。

○政府参考人(板倉康洋君) お答えいたします。

先生御指摘のように、大学が企業と連携して新  
たなイノベーションを生み出していくというこ  
が大変重要な課題になっておりまして、このた  
め、文部科学省では、平成二十五年度からセン  
ター・オブ・イノベーションプログラムというプ  
ログラムを開始いたしましたして、クローン文化財  
等々の様々なイノベーションを生み出してきたと  
ころでございます。

その知見も踏まえまして、昨年度から共創の場  
形成支援プログラムというプログラムを開始をし  
ておりまして、未来の絵姿、将来のあるべき社会  
像の実現に向けた研究開発を推進しているところ  
でございます。

本事業につきましては、今後新たな拠点を公募  
するなど更なる拡充を行ってまいるとともに、今  
年度より、地域共創分野を重点的に支援しようと  
いうことで、地方大学がその地域と一体となって  
未来の共創社会の実現に向けた研究開発を行う産  
学官共創拠点の形成を支援してまいりたいという  
ふうに考えております。

文部科学省といたしましては、引き続き、大学  
と企業が連携いたしまして未来社会を切り開く共  
創拠点の構築を推進してまいりたいというふうに  
考えております。

○上野通子君 終わります。ありがとうございます。

○斎藤嘉隆君 立憲民主・社民、斎藤嘉隆です。

今日もよろしく願いをいたします。  
冒頭、今日は丸川大臣にわざわざお越しをいた  
だきました。公務もあると思いますので、ちょっ  
と順番入れ替えて、まず丸川大臣にオリンピック  
ク、パラリンピックの開催等について数問お伺い  
をしたいというふうに思います。

オリパラまでもう七十日を切って、あと二か月

とちよつとということになりました。無事  
開催できればこれにこしたことはないというふう  
に思います。

ただ、私どもの党も代表始めいろいろ申し上げ  
ておりますように、今のコロナの感染の状況も含  
めて、いろいろ不測の事態もやはり想定をして、  
対策を事前に取っておくということも政府として  
は重要なことだというふうに認識をしているんで  
す。

具体的に言えば、どうしてもできない、中止に  
ならざるを得ないというときの我が国としての対  
応の在り方、あるいは、IOCから、いろいろ報  
道等で言われておりますけれども、補償の在り方  
とか、そういったことをいろんなケースを検討し  
ているはずだと思っております。

この場でおっしゃっていただけることと言えな  
いこといろいろあると思うんですが、ただ、私  
は、組織委員会の武藤事務総長が記者会見の中で  
同様の問いをされたときに、考えたこともない  
と、見当も付かないと、特に補償の問題ですね。  
そういうような、私、これは発言としていかな  
ものかと思うんですが、事実とは思えない  
んですね、それが。本場に組織委員会の事務総長  
が、中止の場合にどれぐらいの例えば補償金が必要  
になるのかとか見当も付かないし考えたこともな  
いなんてことを公然と会見の場で言うこと自体が  
どうかとは思っております。これは私は事  
実だと思わないんです。

大臣にちよつとお伺いをします。政府として、  
オリパラ担当大臣として、この武藤事務総長の発  
言も含めて、本場に中止の場合の様々なケースは  
何も考えておらず、これについては検討も、検討  
もしていないと、こういうことなんでしょうか。

○国務大臣(丸川珠代君) まず、様々な危機的な  
状況というものの中で中止を判断せざるを得ない  
ということとは全くないとは申し上げません。た  
だ、武藤総長がおっしゃったのは、恐らくは、少  
なくとも競技ができる環境にあるということを前

提に中止を考えたことがないということをおつ  
しやりたかったのではないかなと思います。

一方で、私ども政府の立場がどういうところに  
置かれているのかということをお願いすると、  
少なくとも、私たちは前々から、まず少なくとも  
費用の面でどうなのかということについては、組  
織委員会がまず計算してくださる詳細に対して、  
これはこうやってもつと詰めた方がいいんじゃない  
か、コストカットできるんじゃないかと、こ  
のお金は水際対策に類するもので国が見られるも  
のである、例えばコロナ対策なんかはそうすけ  
れども、そういう議論をずつとしてまいりまし  
た。

です。で、組織委員会が細かい積み上げをまず  
示すというところなのでございますが、そういう  
意味でいいますと、政府として、組織委員会が大  
会が中止になった場合を細かく積み上げしている  
かという、それについては承知はしていないとい  
うのが今の現状でございます。

一方、よく費用負担のこと、政府が、じゃ何か  
あったときに幾らどう負担するんだということを  
問われるわけでございますが、これについては、  
立候補ファイルというのがまさに招致の前に示さ  
れるわけですね。平成二十五年、そのファイルに  
示されている中身というものを私どもは承知をし  
ております。ここには、東京都が、まず、組織委  
員会が資金不足に陥りますと東京都が補填すると  
いうことが一にあって、二に、東京都が補填し切  
れなかった場合は最終的には国が国内の関係法令  
に従い補填することというふうになっておりま  
す。

です。で、関係法令に従うということになりま  
すと、これ、東京都の財政状況が、組織委員会に  
この支援をした結果、赤字補填をした結果、悪化  
していかわゆる財政再生団体に陥るなどした場合に  
は地方財政制度に基づいて国から東京都への財政  
支援を行うと、こういうことになるわけです。そ  
うしますと、東京都の財政規模を考えますと、組  
織委員会のその不足分を補填できないような状況

に陥るというのは今のところ想定し難いというの  
が私どもの受け止めであります。

○斎藤嘉隆君 万が一中止になった場合のいろん  
なメニューという項目があるのかと思いますけ  
れども、IOCが、巷間言われているように、何  
らか組織委員会に対してあるいは東京都に対して  
損害賠償的な補償を求めてくるということは報道  
ではそれはあり得るのではないかと、こういうこ  
とになっていきますが、こういうやり取りは具体的  
に政府としてあるいは組織委員会としてIOC側  
と何らかやっていらつしやるんですか。

○国務大臣(丸川珠代君) 少なくとも政府はやっ  
ておりません。組織委員会が一義的には、IOC  
との契約に基づく、開催都市契約に基づいて行  
うやり取りというのは組織委員会が窓口で行いま  
す。

○斎藤嘉隆君 じゃ、もう時間もないのでこれ  
最後にしますけれど、開催の有無はどこかのタイ  
ミングで明確に、まあ今は開催をするということ  
ですが、じゃ、開催の有無というのか、開催でき  
ないという判断を仮にどこかでしなければいけない  
場合、どこかにやつぱりタイムリミットがある  
うかと思えます。選手の派遣等、準備をする段階  
で。このタイムリミットは一体いつなのかという  
ことと、どのような条件の下で、もしできないと  
すると、それを想定して物を言うのは難しいと  
おっしゃるかもしれないけれども、どのような場  
合にやはり開催は断念せざるを得ないというよう  
なことを大臣御自身は考えておみえなのか。

○国務大臣(丸川珠代君) 決まっていることは、  
観客の数を六月になったら決めると、観客の数を  
の上限規制に基づいて決めると。基づいてという  
か、基準にしてということになります。

これが今決まっていることでありまして、逆  
に、真面目に万が一中止しなければいけないケー  
スというのはどういふものがあるかということ  
を具体的に考えていくと、例えばもう飛行機が空港  
に着陸できないような大災害が起きたときは、も



うその場でやめますということを考えなくちゃいけない可能性もあります。それがいつかということによつては、ホストタウンにもう既に事前合宿に入っているケースもあるわけで、それは逆にそういうことが起きたときには直ちにやめられるような、決断する判断がなければいけないということとはもう正直に申し上げます。

○齋藤嘉隆君 済みません、もう一回だけ聞きますね。コロナに関してです。今のコロナの感染が開催の有無に及ぼす影響についてのことを今お伺いをしてるんですが、その点についてはどうですか。

○国務大臣(丸川珠代君) これは正直、七月の状況を見通すのは非常に難しいと思って、私どもも非常に今状況を注視しているとか申し上げようがないのですが、逆に言うと、タイムリミットというのは、先生方がどういうことを想定しておっしゃっているのかというのが、私どもの方からすると何のことをおっしゃっているのかよく分からない部分もありますので、引き続き御指導いただければ有り難いと思います。

○齋藤嘉隆君 いや、例えば現在の、私は、現在のコロナの感染状況、緊急事態宣言が出ている現在の東京の状況からすれば、今の時点で、例えば今日、今日開会式を迎えるということはできないと思うんです。できないと思います。緊急事態宣言が出ているし、ステージ４の指針もこれだけ出ている中で、今現在ではできない。であれば、どういう状況だったら開催が可能なのかということはやっぱある程度私は明確にしておくべきだと思います。

何も反対しろと、反対と、開催を断念しろと言っているわけではないんですよ。開催できるにこしたことはないんですけれど、そういう細かなシミュレーションをやっぱり事前にしておくことは必要だと思うので、そのことをあえて申し上げているんですが、最後に、このことでコメントございますか。

○国務大臣(丸川珠代君) 大変恐縮です。

タイムリミットという御質問だったものですが、例えばチケットは相手に届いちゃいけないのかどうかとか、届いた後でキャンセルしたら何か問題があるのかどうかとか、そういうことなのかという意味で理解をしたものですから、大変失礼をいたしました。

いずれにしても、御指摘も非常に重要な御指摘だと思えますし、私どもの方から今東京都にも、どのような状況なら開催できるかということについて、特に、スタジアムの中は既に様々なスポーツイベントが行われて、緊急事態宣言下でも観客を入れることについていろいろな実証が既に行われてきておりますので、スタジアムの外について人流のシミュレーション等をＡＩやスーパーコンピュータを使って行うのはどうかということで投げかけをしておりますし、こうした形でお互いしっかりと議論をさせていただく中で、お示しできるものが出てくれば国民の皆様にお示しする機会があるのではないかと考えております。

○齋藤嘉隆君 国民の現段階における私は最重要関心課題だというふうに思いますので、必要な情報提供をしていただきながら、この国会に、共に在り方を考えていくと、こういうことで是非お願いをしたいというふうに思います。

大臣、質問はここまでにさせていただきますので、御退室いただいても結構です。

○委員長(太田房江君) 丸川国務大臣は御退席いただいて結構です。

○齋藤嘉隆君 それでは、通告に従ってお聞きをしていきたいと思えます。

資料一の方に、小中高校生の新型コロナウイルスの感染症の感染状況、多分一番新しいものをお示しをさせていただきました。

見ていただければ分かりますが、小中高校生全体で一万七千五百七十人の感染が報告をされていて、クラスターの発生状況を見ても、これ多きが五人未満のもの、十人以上のクラスター、学校におけるクラスターというと、小中学校で十二件、高校は三十三件ありますけれども、部活動などが

多くて、学級単位のクラスターというのは一件と、こういうことになっています。

感染防止対策頑張つてやっているなというふうな認識をしておりますが、このことについての大臣、受け止めをお聞きをしたいと思えます。

○国務大臣(萩生田光一君) 御指摘のとおり、学校現場では、うがい、手洗い徹底していただいで、感染防止対策、引き続き頑張つていただいていると思えます。

一部で学校内での感染確認されていますけれども、これ突き詰めていきますと、家庭内感染から起因したものがほとんどだというふうに我々認識しておりますので、いわゆる学校単位でのクラスターが爆発的に進んでいるという状況にはないというふうに思っています。

ただ、変異株は非常に子供たちにとつても感染しやすいという傾向は否めなないところでありまして、引き続き注視をしながら、しっかりと学校現場と連携を取りながら頑張つていきたいと思っております。

○齋藤嘉隆君 ありがとうございます。

世間一般でいえば、昨年のあの休校明け以降も感染の増加は続いていて、今や第四波というふうに言われていますけれども、感染状況も一定のピークに達しているというふうに思います。

こういう状況の中、今大臣も言っていたように、学校でのクラスターの発生、何とか抑えている。子供たちの生活習慣とか教職員のいろいろな対応、努力のたまものだというふうに思っています。

聞いてみると、本当に細やかなところまで大変な努力、涙ぐましいまでの工夫や努力をしているというところでありますけれども、私、ちょっと一つお願いがございまして、こうした取組に依えるために、昨年は、学校教育活動継続支援金というもので、学校裁量の様々な形の例えば備品だとかあるいは消毒液だとかいろんなものを購入するような予算が各学校に配当されました。こういうものに代わる裁量予算、学校裁量の予算というものが

を何らか検討すべきではないでしょうか。いかがでしょうか。

○政府参考人(瀧本寛君) お答えを申し上げます。

感染症対策の強化にしまして必要となる保健衛生用品等の購入経費、あるいは新型コロナウイルス感染症対策等にも資する教員等の研修等の経費を支援する感染症対策等の学校教育活動継続支援事業というものを令和二年度の三次補正予算に計上をさせていただいて、昨年度内に一度申請の御希望を受け付け、交付決定をしておりますが、残が生じておりますので、本省で繰越しをして、現在、さらに、各教育委員会を通じて、各教育委員会等を通じて申請の御希望を募り、調整をさせていただいていくところでございます。

今回のこの学校教育活動継続支援事業については、その前までの累次の補正予算等におきまして、学校におきます備品等については一定程度購入いただいたりしているということもございまして、足りない例えは消毒代であったり、足りないもの等について教育委員会で把握をしていたらいて御申請をいただくという仕組みの中で、現在実質的な第二次申請希望を調整している段階でございまして。

○齋藤嘉隆君 分かりました。余り現場までは通じていないみたいですが、そういう状況にあることが。

それでは、これ、別の視点からお伺います。ワクチンの高齢者への接種が始まって、七月末まで完了する目標を総理も明らかにされました。一部の自治体では困惑もあるというふうに思っています。何かと対応しなければということをやっているんだというふうに思います。

このことは是非は今問いませんけれども、何が何でも間に合わせようと様々工夫をする中で、例えばうちの地元でいうと、看護科の高校生がワクチン接種会場の手伝いを市から依頼をされているんです、現実。そこに行くんですよ、高校生が。それから、ある市では、市からの依頼で、中学生

に対して、全ての中学生に、おじいちゃん、おばあちゃん、ワクチン接種の予約をあんたたちが代わってやってあげなさいと、こういう文書が学校通知で中学生に配られているんですね。まあ自治体ももう四苦八苦している様子が本当に分かって、こうやって学校にもいろんな影響がぼつぼつやっばり出てきているんですよ。

そこで、基本的なことを一点文科省にお伺いをしますが、ワクチンの接種会場に学校が使用をされる予定、あるいは使用されている、こういうケースが散見されますけれども、それは全国で現在何件ですか。

○政府参考人(瀧本寛君) お答えを申し上げます。

ワクチン接種会場に学校が利用されている件数あるいは利用予定の件数につきましては、文科省として網羅的な調査は行っており、把握はできてございません。

ワクチン接種を行う地方公共団体の判断によるものと考えておりますが、例えば東京都内の二十三区でございますと、学校を利用しているのは、現時点でホームページ等で明らかにしているのは四区でございますし、また、このほかでも、例えばでございますが、八王子市であったりあるいは新潟県の三条市であったり、先ほど散見されるということでも委員おっしゃられておりましたけれども、現に学校を使っている、若しくはこれから使っていく予定であるというところは幾つかの自治体でございます。

なお、この接種会場について、学校を使用する場合の留意点や学校の施設を使用する場合の工夫例等については、本年二月に通知において示させていただいたところでございます。

具体的には、例えばですが、休日は学校、平日はその他の公共施設という分担をするような工夫例であったり、特定の学校に長期間会場校を固定しないで複数の学校を持ち回る形で実施する等の工夫例なども示しつつ、ワクチンの接種の担当部局から協力依頼があった場合に、教育委員会にお

いてそうした工夫も参考にしながら実施可能な範囲で協力をというところをお願いをしているところでございます。

ワクチン接種、円滑に進めていくためには、政府全体の重要な、進めていくことは政府全体の重要な課題でございますので、各地方公共団体におきます接種会場の検討によりまして学校施設等を使用する要望がある場合には、学校の教育活動に配慮しつつ、市町村教育委員会において御協力をいただきたいと考えているところでございます。

○斎藤嘉隆君 子供たちが少なくともワクチン接種の会場に動員をされるというのは、僕はこれはやっぱり何らかかなり大きな影響がある事象だなと思うので、もうちょっと敏感になるべきだと思います。

今、件数把握されていないとおっしゃったけど、厚労省のホームページにはありますよ、学校が四月の時点で五百六十数校会場になるというふうに。文科省がそれを把握していないというのはちょっと意外なんですけど。やっぱりこういったこと、今何が、これ政府全体でも、もちろん重要な課題なんですから分かりますけれども、今どういう状況にあつてどういう影響が出ているかということに対して、もう少しアンテナを高くして敏感であつてほしいというふうに思っています。

少なくとも、学校の教育活動に影響があるようではこんな言語道断だと思います。幾ら大事なワクチン接種とはいえ、なぜ学校の子供たちがその手伝いをしなきゃいけないんですか。こういったことを是非文科省としても、これ答弁求めませんので、きちんと対応していただきたいと思っています。

そんな中で、ちょっと視点が変わってしましますが、全国学力・学習状況調査、五月二十七日、まさに全国多くの地域で緊急事態宣言やまん延防止重点措置が発令をされている状況の中で、全国一斉、悉皆型で行われるということふうに聞いています。昨年は休校期間ということもあつてこれ中止でありましたけれども、今年も抽出でよかつたん

じゃないかと、この状況なので。このことについての文科省の考えをお伺いをしたいと思っています。

○政府参考人(義本博司君) お答えいたします。

全国学力・学習状況調査の実施につきましては、委員御指摘のとおり、昨年度は四月に全国的に学校の臨時休業措置がとられたことや学校再開後に児童生徒が落ち着いた学校生活を取り戻すことを優先する必要があることなどから、昨年度につきましては調査の実施を見送ったところでございます。

今年度につきましては、昨年度と異なり、全国的な臨時休業措置はとられておらず、感染症対策を徹底しつつ、学校における教育活動が継続的に行われていること、また、コロナ禍における児童生徒の学力、学習状況を把握するという本調査の重要性等に鑑み、予定どおりの日程、すなわち五月二十七日に実施したいと考えております。

なお、今年度につきましては、調査日に調査を実施できない学校がございましたら、その学校につきましては、事後的に調査を行う後日実施の実施につきまして、例年につきましては調査した、実施の二週間を間を空けて行っておりましてところ、一か月に延長しまして、すなわち六月の三十日まで調査を受けるということにつきましても可能といたしまして、その旨を各教育委員会等にお知らせしているところでございます。

各教育委員会及び学校におかれましては、各学校の状況等を踏まえつつ、後日実施の仕組みも活用いただきながら調査を実施していただきたいと考えております。

○斎藤嘉隆君 それは分かりますが、じゃ、私が申し上げたいのは、これ、数十億円という予算を掛けて全国で悉皆でやるわけですよ。こんなときなんで、これ統計学的に言えば抽出で十分なんです、前から言っているように、全国的な傾向を知ろうと思えば。だったら、これは抽出にして、予算を少し執行する分を少なくして、その分、例えばこのコロナの状況の中で困っているさつきの学

校裁量の予算とか、あるいは人的配置の部分とか、こういうことに回したらどうですか。このことだったら、今日、中西副大臣来ていただいていますけど、財務省さんだって、うんと言うんじゃないですか、このコロナの状況の中で。

こういう検討は具体的にはやっぱりされないんですかね。私はしてしかるべきだと思いますが、いかがですか。簡単に。

○政府参考人(義本博司君) 各学校の御努力によりまして、感染を抑えてしっかりと教育活動を実施していただくということがございます。調査につきましては、各学校での指導改善に生かしていくという趣旨に基づきまして、この調査の趣旨に基づきまして悉皆でやっていただく予定でございます。

○斎藤嘉隆君 指導改善に生かしていくのはそれは必要なことだと思いますが、今緊急事態なので、今申し上げたような、こういったことで予算を捻出をして、貴重なこの血税をもっと優先順位の現段階で高いものに優先的に配当していくと、こういうことが必要ではないかということで、是非引き続き御検討をいただきたいと思っています。

四月二十一日の、今日は副大臣にお越しをいただいています、財政審での議論に関連してお伺いをしたいというふうに思います。

端的に、この財政審でも議論をされていますが、まず、副大臣、一般行政職と教員との年収を比較した場合、どちらがどの程度高いのか、お聞かせをいただきたいと思っています。

○副大臣(中西健治君) 斎藤先生配付の資料にあります、これは財政審、四月二十一日で使用されたものですけれども、元々、平成三十年度の総務省が行いました地方公務員給与実態調査を基に地方公務員の一般行政職として働いている大学卒の年間平均給与を試算しますと五百九十四万六千円となっております。そして、教員を同じように試算いたしますと六百一十一万四千円ということですので、十七万円、この試算では教員の方が高くなっているということです。



○齋藤嘉隆君 資料二でお配りをしていますが、一般行政職と教員の年収比較によると、教員の方が十七万円高いことだと思えます。これは事実だと思えます。

じゃ、そこでお伺いをしたいと思います。

一般行政職の方々の時間外勤務時間と教員の時間外勤務時間、それぞれの平均というのはどのようになっているんでしょうか。

○副大臣(中西健治君) これ、申し上げましたとおり、基の資料が総務省の公務員の給与の調査なんですけれども、こちら、時間の調査を行っていないものですか、私どもとしては時間の方は把握しておりません。

○齋藤嘉隆君 それでは、文科省にお伺いをします。

文科省は教員の勤務実態調査などを行っていませんけれども、この調査結果から時間外勤務の実態を精緻に把握をしていらっしゃるというふうに認識をしています。一般行政職の勤務実態と比較をして、教員の時間外を含めた実際の給与実態ですね、これは一体どうなっているのか、どう分析をしているのか。財政審で示された財務省からのこの資料について、本間に一般行政職と比較して教員の給与は高いのか、省としてのこれ認識を、言いにくいかもしれないけど、お伺いをしたいと思います。

○政府参考人(塩見みづ枝君) お答え申し上げます。

教員には時間外の勤務手当というものは支給されておられませんので、教職調整額ということでその額についてお答えしますと、総務省の平成三十年地方公務員給与実態調査を基に試算しました教員の教職調整額の年給支給額の平均、これは大卒四十二歳とした場合に十四万九千八百二十円ということになっております。

また、先ほど御指摘いただきました教員の時間外勤務の時間数についてでございますが、平成二十八年度に実施いたしました教員勤務実態調査によりますと、教諭の平日一日当たりの平均勤務時

間から条例等で定められました正規の勤務時間を差し引きますと、小学校で三時間三十分、中学校で三時間四十七分ということになっているところでございます。

先ほど御答弁もありました、先ほど御指摘もありましたけれども、一般行政職の時間外勤務手当につきましましては、総務省の調査を基に教員と同様の試算をすると三十七万、年間で三十七万七千四百六十円という状況と承知しております。

○齋藤嘉隆君 これは、文科省さんの資料等も含めて、若干、是非これは委員の先生方にも御理解いただきたいので数字を申し上げますけれども、一般行政職の方の年間総勤務時間、これ時間外も含めてですけれども、二千二十七時間、二千二十七時間。小学校の教員二千七百四十三時間、中学校教員二千九百六十七時間、これは持ち帰りの仕事は共に含みません。こういう数字が示されています。時給計算を単純に割つてすると、行政職の方は二千九百三十三円、小学校は二千二百二十九円、中学校教員は二千六十一円、こうなっているんですね。

この現実を踏まえて、本間に教員の給与は高いので、私はこの財政審の審議を聞くと、これ高いんでちょっと抑制すべきではないかと聞かえるんですが、この状況を踏まえれば、副大臣、高い高いと余り財政審で言われなくてもいいんじゃないですか。そんないじめなくても、もう苦労しているんですから。これ、もうお願いしますよ。副大臣、いかがですか。

○副大臣(中西健治君) 先生の問題意識はよく分かります。先生の今の議論でいきますと、やはりこの教職調整額と実際の勤務時間に大分乖離があるんじゃないかというのが問題意識だろうというふうに思います。

その問題意識は承った上で、ただ、この教職調整額、先生御存じだと思います、よく御存じだと思いますけれども、この法律で四％と、本給の四％と決められているものですので、これはもし何か変えるということになると、この法律というところ

になるかというふうに思います。

あと、もう一つ言われていることとして、やはり教職員の働き方の改革、これも進めていく必要があるんじゃないかというふうに思っているところでございます。

○齋藤嘉隆君 それはもう前から、文科大臣にも、これやっぱり時間外勤務手当を付けるべきだと、この給特法は見直しをしてですね、根本的に、そういったことをいろいろ議論させていただいていますので、この委員会でもそれは引き続きやっぱりしっかりと審議をしていかなきゃいけないというふうに思います。

今の働き方改革のことも含めて、財務省さんのいろんなお考えには若干、僕もいろいろ、もつといろいろ物を言いたいことがあるので、また次に、また中西副大臣来ていただいて、いろいろお伺いをしたいというふうに思います。

今日はここまでにさせていただきますので、委員長、御退席いただいても。

○委員長(太田房江君) 中西副大臣には御退席いただいて結構です。

○齋藤嘉隆君 それでは、文化庁にお伺いをしたいと思えます。

今日はいろいろお伺いをしたいことがあります。アーツ・フォー・ザ・フューチャー事業についてお伺いをします。

文化芸術の担い手を支援するためにも必要な事業なので、私は、できるだけ勝手が良く、幅広く、そして機能的なものにしてほしいというふうに思います。今、一次募集中、資料の方でその募集要項を示させていただいています、資料四だと思えますけれども。五月二十四日までが一次募集中、六月下旬から二次募集と聞いています。

要望が一点ありまして、今回の事業はあくまでも二人以上の法人や団体を支援する制度になっていて、個人のフリーランス、パフォーマーとかアーティストは対象でないですね、申請そのものは。これ、お聞きをすると、団体を支援して、そこ

の企画をする様々なイベントで活動するソロのこういうアーティストについてもそれを支援をしていくんだと、こういうような立て付けのようでありますけれども、私、ソロ活動しているパフォーマーとかアーティストが複数人でユニットを組むことも容易ではないし、今そもそもコロナの感染の状況で、そういうイベントそのものが打ちづらい状況にあるんですね。むしろ、フリーランスの方が一人で活動しているものを支援するようなシステムにした方が有効だと思うんですけれども、こういうような検討を二次募集に向けてしていただくわけにはいきませんか。

○政府参考人(矢野和彦君) お答え申し上げます。

アーツ・フォー・ザ・フューチャー事業につきましては、令和二年度の三次補正予算で措置されたものでございまして、補助金の立て付けとして基本的に団体に対する補助ということになっておりますので、今の委員から御指摘のあったような指摘については私どもも存じておりますので、複数人でのグループ、団体をつくっていただいで、できるだけフリーランスの方を支援していくというような方針でございます。できるだけ可能な限り、これからも執行面において工夫ができる余地がないか検討してまいりたいと考えております。

○齋藤嘉隆君 複数人はもう今の制度のままなので、個人でも対応できるように是非これ検討してください。できると思えます。そんな難しくないし、その方が有効に使えるんじゃないかなと思えます。

もう一つ、このアーツ・フォー・ザ・フューチャー事業の事務局についてちょっと一言申し上げたいんですね。これ、映像産業振興機構というところがやっているんですよ。これ経団連の関係の団体なんですけど、ちゃんとやっています、これ。

何でこんなこと言うかというと、平日はコールセンターの電話、電話番号あるけどほとんど通じない、ホームページから問合せフォームでメール

で問合せしても返信が返ってくるのは一週間後、回答の内容も制度を理解しているのかどうか分からない、担当者によって言うことが違うと、こういう声がいرونなところから届いていまして、誠に運営する気がないならもうやめさせてください。ほかのところに委託してくださいよ、こんな。こんなことを団体から言われているようでは、お金払って何のために委託しているんですか、しかも経団連の関係団体に。いかがですか、この運営体制について。

○政府参考人(矢野和彦君) お答え申し上げます。

アート・フォー・ザ・フューチャー事業については、ここ一週間ぐらいでしょうか、急激にお問合せの数が多くなったというふうに聞いておりまして、最近、事務局のコールセンターの人員を増員して対応しておりまして、昨年の芸術文化、文化芸術継続支援事業につきましてはメールでの問合せで余りやっていなかったわけですが、そのメールでの問合せ案内もこれからはしっかりと促進するなど、問合せ対応の充実を図ってまいりたいというふうに考えております。

○斎藤嘉隆君 是非実態をしつかり把握をして、大きな予算を掛けて外部に委託をしているんですから、だったらもう、委託先がどのような運営状況なのか、これも精緻に把握をして、改善を求めるときは求めてください。それでないと、これ使われないんですよ。結局使い勝手が悪くて、もう面倒くさい、こんなのもういいや、こんなところ申請するのはみたいな形になってしまうんで、意味がないのでね、そのことも是非お願いをしたい。

今日、済みません、もう時間がなくなっちゃって、最後に、厚労省審議官にもお越しをいただいているので、一点、最後の資料を見ていただいで、学校の歯科医療の関係で一点だけ伺いします。

よく見るものだと思います。資料五、歯科健康診断結果のお知らせ、学校で歯科健診をして、こ

ういったものを学校の担任から子供たちに、あなたはこうでしたよって渡すんですね。ちょっと受診が必要なんで、歯医者さん行つて受診をして結果を持ってきたさいと、こういうものですよ。これ、丸打つてありますけど、歯列や咬合の部分がありますね。ちよつと歯並び悪いんで検査してもらつてきてくださいという、こういう学校からの案内なんですね。

ところが、これ、これはもう保護者からの声なんですけど、学校からこういうのが来るんで歯医者さんに行つて検査をすると、相談料だけで数千円、検査料は五万円から五万五千円、六万円なんです。保険適用利かないんですよ。なぜこんなことが起きているんですか、諸外国は多くの国で子供は保険適用なのに。五万円も六万円も掛かる検査を学校で、あんたはちよつと歯並び悪いので行つてきなさいよといつて先生が子供に渡して、親がこれ受け取つてですね、行つてみたら、相談したら、こんなに掛かりますよ、受診できないな、これじゃ返事出せないじゃないの、こういう話になっているんですけど、何か検討していただけません、これ、厚労省さん。

○政府参考人(横幕章人君) お答え申し上げます。

医療保険制度におきましては、疾病や負傷の治療等に対して保険給付をするという目的でございます。

現在、歯科矯正治療につきましては、審美的な要素も大きいので、原則保険適用外となつてるところでございます。一方、唇顎口蓋裂といった先天性疾患に起因する咬合異常でありますとか、顎変形症などによる歯列不正、こういったものについては保険適用としておりまして、そういった保険適用となる歯科の範囲につきましては、二年ごとに診療報酬改定がございますけれども、その際に関係学会との議論を踏まえまして適用範囲の拡大行つてきたところでございまして、最近の改正でも拡大をしております。

今御指摘をいただきました学校健診を受けた児

童生徒さんの場合でありますけれども、歯並びとといったことで相談が必要という形で受診勧奨を受けた場合、それで歯科医療機関を受診された場合には、まず、歯科医が異常の有無を確認するために必要な診断、検査、これらは保険診療として行われ、また、その中で、例えば歯並びが悪く磨き残しが多い部位、これに対して丁寧に歯磨きしましょうといった指導、こういったことも保険の中で生活指導等を行つているところでございます。また、その歯科医師が先ほど申し上げましたような保険対象になつています疾患の有無を確認するために必要だというふうに考えた場合には、例えばレントゲン等の画像診断についても保険診療として認められております。

いずれにいたしましても、今後も生徒児童を含む国民の皆様、適切な歯科保健医療を提供できるように、関係者の意見よく聞きながら取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○斎藤嘉隆君 次回にまたお伺いします。

○安江伸夫君 公明党の安江伸夫です。本日も質問の機会をいただきました、ありがとうございます。

まず、私からは、大学などにおける学生へのコロナの検査について伺つてまいりたいというふうに思います。

新型コロナウイルス感染症について、感染力、また重症化率が従来株よりも高い変異株の特質も踏まえまして、大学などにおける学生の検査への支援が広がっております。

学生の検査の機会の拡充は、学生特有の幅広い社会活動、例えば対面授業や実習、インターンシップ、就職活動、部活、サークル活動、あるいは寮生活など行つに当たりましてとても重要なことだと考えます。検査が充実することで、学生のみなならず、関係者の安心、安全にもつながります。対面授業を含めた学びの機会の保障や質の担保、このほか、学生の生活の質の向上、就職活動の円滑化などなど多様な効果が見込まれることか

ら、学生への検査は積極的に推奨すべきものではないかと考えます。

なお、検査に当たりましては、PCR検査のほか、質の高い抗原検査等を前提とすることは言うまでもありません。実際、複数の大学におきまして、希望する学生等に対し検査を実施したり、検査費用を補助したりする取組が広がっているものと承知をしております。例えば、北里大学は、医学部や看護学部などの学生等千人に週二回定期的なPCR検査を実施、近畿大学では希望する学生に抗原検査を実施しているとのこと。また、大学のみならず、自治体による支援も広がっております。

こうした大学や自治体の取組を踏まえまして、文科省としても学生に対する検査を行うこと、まずはこの意義をどのように認識しているかを確認させていただきます。

○政府参考人(伯井美徳君) お答えいたします。

文科科学省といたしましては、大学における学生の学修機会の確保と感染拡大の防止を両立するという観点から、例えば学生寮や外部機関での実習など、感染が生じした場合のリスクが高い場面において学生に対してPCR等の検査を実施することが効果的であるというふうに考えられると認識しております。今御紹介いただきました例もありますように、そうした取組を行っている大学等の取組を好事例として各大学に情報発信を行つてきたところでもあります。

このような学生に対する検査の実施については、例えば、先ほど言いましたように、外部機関での実習に当たり受入先の機関が安心して学生を迎えられる条件を確保するとか、あるいは、学生寮、部活動など感染リスクが高まりやすい場面において感染拡大の予防を図ると、それ以外にもいろんな意義があると思いますけれども、意義あるものというふうに認識しております。文科省としては、引き続き、学生への検査を実施することも含めて、各大学の感染対策の徹底と学生の学修機会の確保の両立というのを促していきたいと考



えております。

○安江伸夫君 ありがとうございます。

積極的に評価をさせていただいていることが確認できましたが、大学や自治体の支援に対して、今、好事例の横展開というお話もありましたが、文科省としてどのような支援を講じているかも確認させていただきます。

○政府参考人(伯井美徳君) 令和三年度予算におきまして、国立大学法人運営費交付金や私立大学等経常費補助金の中に感染症対策を強化するための経費ということで計上しております。その経費を活用して、各大学の判断によりPCR等の検査に係る経費として御活用いただくことは可能というふうになっております。

また、内閣官房において費用を負担して実施しております無症状者等へのモニタリング検査につきましても、先ほど言った外部機関での実習や学生寮等の感染リスクが高い場面での活用を念頭に、内閣官房とも連携して各大学に対してその活用の周知をしてきたところでございまして、既に検査が実施している大学もございします。今後も、内閣官房と連携しつつ、引き続き協力、対応してまいりたいと考えております。

いずれにしろ、文科省といたしましては、学生が安心して学修に専念できる環境確保のために、効果的な検査の実施も含めて、各大学における感染拡大の防止の取組というのを支援してまいりたいと考えております。

○安江伸夫君 ありがとうございます。

大臣にもお伺いをしていきたいと思いますが、学生たちの学びの保障のためにも、質の高いという前提でコロナの検査が幅広く受けることができるよう、更なる御支援をお願いしたいと思っております。文部科学大臣の御所見を伺います。

○国務大臣(萩生田光一君) 先生御指摘のとおり、コロナ禍の中にあっても、対面での授業や実習への参加など学生が様々な経験を得ることができる環境の整備が重要と考えており、文科省としては、各大学に対して、学生に寄り添いながら感

染拡大の防止と学生の学修機会の確保の両立に取り組むように求めています。そのためにも、各大学等において地域の感染状況や教育活動の態様等を踏まえた感染対策を講じることが必要であり、感染のリスクが高まる場面における検査の実施もその手段の一つであると考えております。

文科省としても、感染リスクが高まる場面における検査の実施について、優れた取組例の情報提供や関係府省と連携した大学の負担軽減等に取り組んでいるところであり、まずはこれらの取組をしっかりと進めてまいりたいと思いますが、今後とも感染の動向や大学等のニーズも踏まえながら必要な対応を検討してまいりたいと思っております。

○安江伸夫君 引き続きの御支援のほど、何とぞよろしくお願いいたします。

続いて、大学におけるワクチンの接種についてお伺いをしてまいります。

公明党新型コロナウイルスワクチン接種対策本部は、去る五月の十三日、菅総理に対し、円滑なワクチン接種に向けた緊急提言を実施いたしました。その提言の中で、高齢者等の優先接種の次に行われる一般国民に対する接種に際して、職域での接種のほか、大学等での集団接種などの方策を検討することも要望をしております。

さきに指摘いたしました検査の意義と同様に、ワクチンの接種は学生たちの学びの機会の保障等とすることは、効率性に加え、学生たちがアクセスしやすいという利点もあろうかと思っております。こうした観点からも、大学等における集団接種を文科省としても前向きに受け止めて推進をしていただきたいと存じます。文部科学省の現時点の御所見がお伺いできればと思います。

○政府参考人(伯井美徳君) まず、大学生へのワクチン接種につきましては、現状では社会全体の接種順位に基づいて適切に行われるということなのですが、遠隔地へ下宿している学生等、やむを得ない事情がある場合には、住民票所在地の市町

村以外でもワクチンを受けていただくということが可能でございまして、その場合には事前にウエブページ等を通じて実際に市町村に申請する扱いとなっているというふうに承知しております。

御質問がございします、大学をワクチンの集団接種の会場とするということにつきましては、ワクチンの接種機会の拡大という観点から、大学が保有する体育館、講堂、大教室等について、その接種会場として活用が可能かということにつきまして、現在、文部科学省として大学に対して調査を行っております。

今後、その調査結果を踏まえまして、関係省庁と連携し、必要な対応をしっかりと検討してまいりたいと考えております。

○安江伸夫君 ありがとうございます。

いま一つ、ワクチンについてお伺いいたします。是非、海外留学を希望する日本人留学生に対して、ワクチンの接種に当たっての配慮をお願いしたいというふうに思います。

ある学生さんから、念願だった交換留学に合格をしました、九月から十か月行く予定です、でもワクチンが打てないと言けないかもしれません、九月までにワクチンが打てないという旨のメッセージをもらった留学に行きたいという旨のメッセージを私もいただきました。全国的に同様の思いの学生さんが多数いらっしゃるかと思います。

ワクチンの接種が留学に必須の国や大学もありますが、アメリカなどの一部の国を除きまして、渡航後に速やかに現地でのワクチン接種、ワクチン接種を受けることが困難な状況であります。渡航前に接種ができるように、国としても体制を構築することが学生の留学の機会の保障にもつながると考えます。留学希望者へのワクチンの接種につき、何らかの配慮を御検討願えないでしょうか。文科省の御所見を伺います。

○政府参考人(伯井美徳君) 新型コロナウイルス感染症を取り巻く状況につきましては、全世界的に日々変化しているという状況でございします。そんな中で、御指摘のとおり、ワクチン接種につき

ましても、学生が安全に留学するための有効な手段の一つとして考えられるわけでございます。

一方、ワクチン接種につきましては、現状、医療従事者や高齢者という社会全体の接種順位に基づいてワクチンの供給量や地域の実情等を踏まえて適切に対応するというふうに行われていくということになっておりますので、現状では、留学希望者を優先して接種することとは現状難しいという状態ではないかというふうに認識しておりますが、学生が安全、安心して留学できる体制の構築というのは重要でございしますので、関係省庁とも協力し、事態の推移というのを十分注視しながら、留学を希望する学生のワクチン接種が促進されるよう、文部科学省としても努力してまいりたいと考えております。

○安江伸夫君 是非、全体での優先接種順位というものがありますが、その中で最大限の工夫を重ねてお願いをしたいというふうに思います。

続いて、テーマは変わりますが、就活やインターンシップにおけるセクハラへの対応についてお伺いをいたします。

今年の四月に厚生労働省が発表した調査によりますと、就職活動やインターンシップでセクハラ被害に遭った人が四人に一人に上ることが明らかにになりました。また、就活の場面のみならず、インターンシップにおけるセクハラ、これも少なくないことであったり、男性も女性と同程度の被害を受けているといった、今後の被害防止等のために参考になる調査結果が出ております。こうした結果を受けて、文部科学省におきましても被害防止や相談体制の強化に一層取り組む必要があると考えます。

改めて、就活セクハラ等に対する認識と、これまでの文科省における対策並びに今後の調査結果の受け止めについて、答弁を求めます。

○政府参考人(伯井美徳君) 厚生労働省が四月に発表した調査結果については、先生御紹介のとおりで承知しております。

学生であるか否かにかかわらず、ハラスメント

はあつてはならないものであるというふうに考えておりまして、文部科学省では、これまで、学生の就職採用活動について関係省庁と連携し、企業に対しハラスメントの防止などについて要請を行っているところでもあります。とりわけ、就活セクハラにつきましては、企業に対しまして、就職を希望する学生に対し性的な冗談やからかい等を行ってはならないことを社員に対して周知をいただくなど、具体的に求めているところでございます。

また、大学に対しては、採用選考活動におけるトラブルに関する学生からの相談について真摯に適切に対応するようお願いを再三申し上げているところでございます。

今回の調査を踏まえまして、改めて各大学等に注意喚起をするともに、学生に寄り添った対応を引き続き求めてまいりたいというふうに考えております。

○安江伸夫君 ちなみに、高校生も就職活動をする方がいらつしやいます。高校生の就活セクハラについて、その現状と対策についても確認をしておきたいと思ひます。

○政府参考人(瀧本寛君) お答えを申し上げます。

高校生の就職については、一般的に各学校におきまして就職を希望する高校生に対し就職活動に関する指導の中で採用選考の流れやルール等について指導しておりますが、その中で、例えばでございますが、面接試験における不適正な質問内容等事業者側の不適正事案についても説明をし、就職活動の中でこうした不適正事案に該当する言動を受けたと感じたときは、担任の教員等、学校に報告するよう指導しているところでございます。各学校では、高校生からの不適正な事案の報告を受けた場合、教育委員会及び所管の公共職業安定所へ連絡するとともに、必要に応じ、生徒への心のケア等の適切な対応を行っているところでございます。

また、観点は就活に限るものではありません

が、セクハラ全般ということでは、政府の性犯罪・性暴力対策強化の方針の中で、各学校で、高校生も含めまして、セクシュアルハラスメントや被害に遭った場合の対応、さらには相談窓口の周知等も行ふこととしておりまして、文部科学省としては、引き続き関係省庁とも連携を図りながら取組を進めてまいりたいと考えております。

○安江伸夫君 ありがとうございます。

もとより、この問題は、企業側で適切な対応を監督しながら、企業においても学生などの相談にしっかりと対応する体制を設けていくことが重要であることは言うまでもありませんけれども、文科省としても、関係省庁と連携の上、引き続き対策をしていただきたいというふうに思います。

大臣に対しまして、就活セクハラやインターンシップにおけるセクハラの防止につき、その御決意を伺いたいと思ひます。

○国務大臣(萩生田光一君) 学生がセクシュアルハラスメントを受けることはあつてはならないことです。

これまでも、関係省庁と連携し、経団連や業界団体等に対し就職採用活動におけるセクハラ防止などの要請を行ってきました。今後も強化をしてまいりたいと思ひます。また、大学等のキャリアセンターには、学生からの相談に対しこれまで以上に寄り添った対応を依頼するとともに、労働局に対しては厚労省より学生からの相談に丁寧に対応いただくように促してまいりたいと考えております。

○安江伸夫君 ありがとうございます。

ちよつと一つテーマを飛ばさせていただきました。入学金の二重払いについて次は伺わせていただきます。

いわゆる滑り止めの私立大学に先行して合格したけれども、当該大学の入学金の納付期限が本命の国立大学等の合格発表前に到来してしまうため、先に合格した大学への入学金を納付したけれども、本命の大学にめでたく合格、進学する場合、先に支払った入学金の返還がかなわないという、いわゆる入学金の二重払いが以前より指摘されているところでもあります。

この点、入学金の性質につきまして、既に最高裁の判例において、入学事務手続の手数料、入学し得る地位取得の対価及び入学手続後に学生たる地位を取得する対価と判示されておりまして、かつ文科省としても、その具体的な取扱いはいさうした性質を踏まえて各大学が判断するものとしつつ、学生の負担軽減を図るため、各大学に対して、入学料を始めとした学生納付金について分割納入等の措置を積極的に講ずるよう努めるようにいつた、各大学等に通知しているものと承知をしております。

文科省として、この二重払いの現状、学生数等についてその実態を把握しているか、確認させていただきます。

○政府参考人(森見憲君) 私立大学の入学料は各学校法人の判断で判定し徴収するものですが、委員御指摘のとおり、最高裁の判決におきまして、納付後に入学辞退をしても大学は返還義務を負わないものとされており、文部科学省としては、複数の大学に入学料を支払った学生の数の実態については現在のところ把握しておりませんが、民間団体の調査によれば、入学しなかつた大学に支払った学生の納付金の平均額として、国公立大学の入学者は約二十七万七千円、私立大学の入学者については二十九万四千円というような調査があると承知しております。

○安江伸夫君 ありがとうございます。

公明党の学生局といたしましても、現役の学生さんにこの入学金の二重払いの経験があるかという旨の質問をしたところ、約三割の学生が支払ったことがあるという回答も得られたところであります。金額も大変大きいということもありますので、この問題、既に文科省も取り組まれておられると思ひますけれども、まずは実態を的確に把握をしていただきまして、学生とあるいは進学希望者が最大限不利益を被らない措置を積極的に講じて

ていただきたいというふうに存じます。文科省の御所見を伺います。

○政府参考人(森見憲君) 入学料の具体的な取扱いにつきましては、先ほど申し上げましたとおり各大学において判断されるものでございますけれども、文部科学省といたしましては、学生の負担軽減を図るため、各私立大学に対して、入学料を始めとした学生納付金について分割納付等の措置を積極的に講ずるよう努めるよう通知をしております。さらにまた、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、経済的に厳しい状況にある学生がいることを踏まえまして、本年三月に各大学に対して、入学料等の初年度の学生納付金などの納付が困難な学生に対する納付期限の猶予等の弾力的な取扱いや減免等の柔軟な配慮をお願いをしております。

文部科学省といたしましては、各大学に対して、入学料の金額や納付時期、減免、猶予などについて募集要項等においてあらかじめ受験生に丁寧にお知らせするよう促すとともに、このような各大学におきます学生負担の軽減の取組の状況について更に把握に努めてまいりたいと考えております。

○安江伸夫君 更に把握に努めていただけるといふ御答弁いただけました。しっかりと実態把握の上、力強い支援をお願いいたしまして、私の質問を終わります。

ありがとうございます。

○梅村みずほ君 日本維新の会の梅村みずほです。本日もよろしくお願ひいたします。

コロナ禍でいじめ、自殺、不登校が増加していると聞きますけれども、本日はいじめ対策について伺いたく存じます。

五月二十日午前十一時もうすぐ二十三分でしようか。学校では子供たちがもう少し授業を頑張つたらお昼の給食となります。今日のメニューは何だろうとわくわくしている子供もいることでしよう。そして、給食が終わればお昼休みです。いじめを受けている子供にとっては恐怖の時間です。



少子化が叫ばれる中で、この国に生きている子供たちは誰一人たがわず国の宝です。しかし、せつかく生まれて育ってくれているのにもかかわらず、ある日ある瞬間からいじめの種が生まれて、自ら命を絶つまでに追い詰められる子供たちがいます。

葬式ごっこが行われた中野富士見中学いじめ自殺事件、差別からいじめに発展した上福岡第三中学校飛び降り事件、いじめがなければもつと生きていたのにね、残念と書いたメモが見付かった青森東北町中いじめ殺人事件、自宅の柿の木で首をつったのは愛知県西尾市の中学二年生の男子、いじめ防止対策推進法の立法事実となった大津市の中二いじめ自殺事件、自殺の練習までせられていました。そのほか、ここでは伝え切れないほかに、もつと生きていたかった子供たちの悲劇がありました。

そして、政治もそれに幾度となく制度に、制度をつくることで立ち向かってまいりました。子供の生きている社会は学校と家がほぼ全てです。繰り返されるいじめから逃げ出すことのできない環境で、最後に彼らが何を思っていたのかと考えると胸が張り裂ける思いです。

先月、我が党の音喜多駿議員の質問に答えた大臣は、現在問題となっている北海道旭川市の中二いじめ事案について、今後なかなか事案が進まないということであれば、文科省の職員を現地に派遣する、あるいは私を含めた政務三役が現場に入って直接お話をするとまで述べていただきました。降り積もった雪の中から御遺体が見付かった少女、また御遺族にとっても大臣のお言葉は大変頼もしいものであったのではないかと思います。そこで質問です。文科省には初等中等教育局児童生徒課内にいじめ・自殺等対策専門官がいっぱいいますが、今回の旭川事案にはどのように関わられますか。

○政府参考人(龍本寛君) お答え申し上げます。本事案に関しましては、先月二十七日の旭川市教育委員会会議におきまして、事実の全容を解明

し、同種の事案の再発防止等を目的として、旭川市いじめ防止等対策委員会による調査を実施することが決定されたと承知しております。

文部科学省としても、先月二十三日以降、いじめ・自殺等対策専門官を始めとする職員から、旭川市及び北海道教育委員会に対しまして、御遺族の意向を踏まえながら迅速かつ適切にいじめの重大事態の調査が行われるよう指導、助言を行ってきたところであります。

また、文部科学省から道教委、道の教育委員会に対しまして支援をお願いしていたところ、道教育委員会の担当課長が旭川市教育委員会に先月下旬から派遣をされたと同っているところでございます。

私どもとしては、まずは第三者委員会による調査を進めていただくとともに、文部科学省としては、引き続き、両教育委員会から状況報告を求めながら、必要な指導、助言を行い、調査の円滑な実施に課題がある場合などは文部科学省の職員を派遣するなどの対応を行ってまいりたいと考えております。

○梅村みずほ君 局長、ありがとうございます。先月二十三日から積極的に関わっていただいて、道教委にも働きかけをしてくださっているのとことです。

しかし、私は、今回は専門官自らが第三者委員会の委員あるいはオブザーバーとしてしっかり入られることを強く提案したいと思います。個別の事案にと思われるかもしれませんが、月内に立ち上がる第三者委員会ですが、当初想定されていた調査委員長はいじめが発生した当該中学校の校長と縁のある方、臨床心理士も第三者とは言い切れない方で、遺族の反対もあり、委員から外されています。

そして、今回は大人であればほぼ犯罪レベルとなる性的ないじめが行われていますので、全ての委員で構成されていることや、遺族の望むような委員をなかなか入れられない現状などをめぐりまして、五月十四日の旭川市議会経済文教常任

委員会でも、公平な調査ができる人選について要望や疑問が上がっています。第三者委員会の人選の段階から、既に大臣のおっしゃっていたなかなか事案が進まない事態となっていると言えらると思います。

文科省も、実際にいじめ・自殺専門官を公募されたときのレターでこのようにおっしゃっています。いじめの重大事態発生時に調査に当たる第三者委員会の在り方自体が問題となるケースもあります。まさに今回です。

これから全国の調査会に毎回専門官を派遣するのは地方の自主性の観点からも難しいかとは思いますが、いじめの重大事態発生時に調査に当たる第三者専門官を採用してから初の重大事態になるのではないのでしょうか。初期段階からしっかりと関わることができず、旭川のようにマンパワーが豊富とは言えず、顔もどうしてもつながりやすい地方においても公平公正な第三者委員会が設置できるといふロールモデルづくりを生かしていただきたいというふうに切に思っております。

御遺族が何よりも望まれているのは、真相の解明、そして二度と子供の命をいじめで失わないということ、その仕組みづくりが必要です。専門官を委員としてあるいはオブザーバーとして派遣することを御検討いただきたいのですが、大臣、いかがでしょうか。

○政府参考人(龍本寛君) お答え申し上げます。委員から、その専門官に対しての信頼を前提に御意見いただいたことについては重く受け止めていただきたいと思っております。

今回のような、二度とあってはならない悲しい事件でございます。私ども、道教委あるいは旭川市教委とよく連携を取っておりますが、この委員会そのものの人選については、基本的には彼ら、自治体の側でお考えになる事柄でございます。けれども、引き続き連携を密接に取りつつ、対応を進めさせていただきたいと思っております。以上です。

○梅村みずほ君 局長のおっしゃることは、こもつともだと思えます。しかし、今回、調査が終わってから、なぜこんな調査になったのかということではやはり遅いというふうに思います。

大臣に同じ質問、お願いします。

○国務大臣(萩生田光一君) この問題、国会でも御指摘いただいた直後からも、文科省としては、道の教育委員会、旭川市の教育委員会としっかり連携をしておりますし、専門官の派遣も累次にわたって行っております。

第三者委員会の組織化については、先生の、御遺族側に立てば不満なメンバーなんじゃないかという御意見がもしかしらあるのかもしれないけれど、これこそ旭川と北海道と連携をしながら人選をしていただいていることなので、そこにこういう人物を入れるということを国が介入するのは余り望ましいことではないと思っています。

私、こは、これだけの社会問題になっておりまして、あっ、失礼しました、現地への派遣はしていないんですけれども、専門官が調整の間に入って様々なアドバイスをしているという状況にあります。国からの人材を第三者委員会の何らかの形にという前例をつくることは、果たしてこれからの地方自治考えたときどうなのかという思いがありますので、現段階ではそれは考えておりません。

○梅村みずほ君 まあ、そうおっしゃられるのではないかなと思つたんですけれども、繰り返されるいじめの事案でよく出てくるのは、昔からそうなんです、いじめはなかった、自殺の原因は家庭や生徒自身の問題でもあるというふうに教育委員会や学校側が言うということが時代を隔ててもあるわけなんです。それがなぜ起こるのかということをやはり調査委員会の中核で身を置いて見てくるといいうのも大事なのではないかというふうに私が思っておりますので、あえて難しいお立場を分かりながらも提案させていただいた次第です。そして、私は、国会に来るまでは、教育委員会というのは大体もう腐敗しているんじゃないかな

んていうふうに思いながら来たわけなんですけれども、議員バッジを付けてまして、たくさんの教育者の方にお会いしてきました。教育長にもお会いしてきました。いろんな現場の方とお会いして、こんなにもたくさんの方々が、教育委員会の方々が頑張っという方々も知っています。学校の先生ももちろんです。

けれども、やはり、今回の旭川もそうなんですけれども、いじめがあると隠蔽という二文字を想起させる場合というのがあるんですね。今回の事案でも、当該生徒がいじめを受けていたときの校長は、被害者、遺族側からの再三の訴えがあつたにもかかわらず、いじめはなかったとして、程なくして定年を迎え、恐らく満額の退職金を受けて、現在はほかの地域の教育委員会で学校教育指導員として勤務しています。

退職後に、いじめ、重大事態の責任が明らかになった場合、何か処分があるのか、文科省にお伺いします。

○政府参考人(瀧本寛君) 答えを申し上げます。

地方公務員法上、懲戒処分は勤務関係の存在を前提として発動されたものであるため、既に一旦退職をされている方など、その関係が消滅した際には懲戒処分を行うことはできないこととされております。

以上です。

○梅村みずほ君 要するに、ペナルティーはないということですか。

今回の事件、学校側のさまざまな対応や加害生徒が被害生徒に行った余りの行為に対して、世間の感情が許せないという憎悪に駆り立てられています。ユーチューブやツイッターを始めとしたSNSにおいて犯人捜しが始まり、中には、誤った正義感から、加害者本人であるなしにかかわらず、実名や住所、写真までさらされています。二次被害、三次被害が起り、逮捕者まで出して、そして、最終的に何の関係もない子供たちがおびえ、自然豊かでのどかで明るい旭川のイメージが損な

われています。大変残念に思います。しかるべき方にしかるべき償いや更生が期待できる制度があればこそまでには至っていないのではないかととも思わざるを得ません。

今日は法務省にもお越しいただいております。法務省にお伺いいたします。質問要旨、五番目に飛びます。

日本の刑事責任年齢は、それまで十二歳だったものを明治四十年代に十四歳とし、現在も変わっていません。今回、加害生徒たちは皆十三歳以下であつたために、注意を受けるのみにとどまつていと聞きます。年齢ではなく、例えば中学校の入学時に相当する十二歳の四月一日など、刑事責任を特定の期日から発生させるということとは法的に何か問題はございますでしょうか。

○政府参考人(保坂和人君) 前提といたしまして、刑法四十一条の刑事責任年齢の趣旨を御説明いたしますと、刑法の重要な原則というので責任主義というのがございます。これは責任がなければ罰しないというのですが、この責任がある、責任能力があるというためには、物事の善悪を判断する能力とその判断に従つて行動する制御能力というのが能力と言われています。

そして、刑法四十一条で、十四歳、一定の年齢に満たない者は罰しないとして趣旨といえますのは、その年齢に満たない場合には、一般的、典型的に精神的成熟が不十分なため、今申し上げた能力が未熟であることが考慮されたというふうに理解されます。

したがって、学年とかあるいは年度によりましてその基準にするということになりますと、一般的に言いますと、出生からの年月を経るに従つて様々な経験をして、いろんな要因を受けながら精神的に成熟していくものと考えられますことから今年齢ということが基準になっておりますが、そういった一般的、典型的な成熟度を示す年齢そのものではなくて、年度によって刑事責任が生じる時期を定めるということについて合理性があるのかどうか、それから、ある年度に一定の年

齢に達する者全員について特定の日に刑事責任が生じることといたしますと、人によりましては出生から刑事責任が生じるまでの年月として最大で一年近くの違いが生じるということになりますけれども、そのことに合理性があるかどうかなど、刑事責任能力の年齢を定める趣旨に照らして合理性に問題があるというふうに考えておるところでございます。

○梅村みずほ君 法的に問題というよりも合理的に問題というところを教えてくださいましたも思っておりますけれども、例えば、お話ありました確かに四月生まれさんと三月生まれさんではほぼ一年間の違いがあります。体の大きさも違うこと考えられますが、例えば、今五月です。五月生まれの中で差はありませんか。妊娠、出産を経てトラブルがあつたときに、やはり個体差つてあります。心身共にやはり子供は一人一人違うので、差はあるんです。三月生まれでも大きい子つてたくさんいらっしゃると思います。それは何か違いあるんですかということなんです。

私が言いたいのは、やみくもに年齢を引き下げろということではないんです。ただ、同じクラスで誕生日が一日違うだけで、極端に言えば、同じいじめの内容であつたとしても、あるいはその十三歳の方が十四歳に比べていじめのひどさが上回つていたとしても、その罰を受けなくていいという、分断といいますか、生まれる可能性があるなというふうにも思うわけなんです。

そして、明治のときの医学的な知見からも、その十四歳というのがあつたと思います。昔と比べて、今は情報、触れる量が本当に違います。体も早熟になつてきていますと聞きます。今国会では少年法の改正案も審議されています。成年年齢が十八歳に引き下がるから、でも子供はまだ未熟でしょうということと少年法の適用になります。私は個人的に、選挙権などが与えられます、権利が十八歳で与えられるのであれば、やはりそういった刑事に対する責任に関しても例外をつくらず、二十歳以上の大人と一緒にいいのではないかと

思っている立場です。

今回は本当にデリケートなことですので、すぐに引き下げるべきだというふうに現段階で私も言うのははばかれるところはあるかもしれませんが、SNSのつるし上げという社会的制裁よりも、法的に更生の機会をしっかりと与える方がよほど加害者の将来にも資するのではないかと思ひまして、期日による刑事責任の発生の可能性についてお伺いしたいと思つたところでございます。

亡くなった十四歳の少女は、将来法務省で働きたい、正義の味方でいたいとおっしゃつていたそうです。今日は法務省の方にも来ていただきましたけれども、文科省の皆様ももちろん含めて、私は、子供たちが夢に向かって頑張れる社会を一緒につくつていきたいと思つておりますので、是非、性的同意年齢なども併せて、今後も御一緒に審議していけたらというふうに思つております。

ここでちよつとお耳に入れたのが、今回は加害者が小学生も含めて大人数になっております。そのうち一名の保護者は、我が子を罰してほしいとおっしゃつたそうです。このまま我が子が大人になれば、間接的に人を死に追いやつたとしても注意で済むと勘違いしてしまうのじゃないかということなのでしょう。私は、このお話を聞いたときに、我が子の将来を思えばこそ罰してほしいというのは親の愛情だなというふうに思いました。

そもそも、いじめという言葉自体が軽過ぎるというふうにも思っています。いじめて虐げるといふ加害という言葉を使うなり、心身傷害、傷害罪などの傷害ですけれども、なり言葉を変えて方がいいのかとも思っています。小学校を終えて、あなたたちは社会の構成員としても新しいステップを踏み出す、己の行動に責任を持つ、それが中学生なんだよ、そんな議論があつてもいいのかなと思つています。

では、質問要旨の四番、お願いしたいと思うんですけれども、今回の旭川の事案では、大臣、文科省も力を入れていらっしゃるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの存在が見え



てきません。それもそのはず、旭川市にはそれぞれ一、二名しかいらつしやらないんだそうです。年間数百件に及ぶ相談に対して全く対応し切れていないということですね。

人そのものも、資格取得の機会も少ない地方の現状を考えると、今後、GIGAスクール構想のタブレットを通じて、都会にいながら人材不足のエリアの教員、児童生徒に対するフォローができるオンラインスクールカウンセラー、ソーシャルワーカーも検討すべきと考えます。旭川の調査委員会でもこの点を視野に入れながら調査をしていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(瀧本寛君) お答えを申し上げます。

旭川市におきます第三者委員会については、今月中に開催されるよう調整が行われていると承知をしております。本事業についての調査事項等についても、第三者委員会において精査されていくものと認識をしております。

私ども国の側で定めたいじめの重大事態の調査に関するガイドラインでは、関係する教職員等に対しても、アンケート調査や聞き取り調査等により、いじめの事実関係を把握することとされており、旭川市の第三者委員会におかれても、スクールカウンセラーあるいはスクールソーシャルワーカーなど、本件に関わった教職員等に対しても聞き取り調査等を行いながら、ガイドラインに沿って御対応いただくものと考えているところでございます。

また、御提案のありましたオンラインスクールカウンセラー等につきましては、そういう名称は使ってはおりませんけれども、既にスクールカウンセラー等を配置をしている地域において、数回ぐらいいは対面で子供との関係をつくった上で、その後オンラインでやつたり、あるいは、なかなか出てこれない不登校の子と同じように、会った上でオンラインを活用してということがございますが、これ地域をかなり越えてというイメージだったと思いますけれども、そういったことも含め

て、今後、そういう形で、なかなか人材が不足しているという声もありますので、活用していくことは考えられると思いますが、ただ、最初の信頼関係を結ぶところはできるだけ対面がよろしいかなとは思っております。

以上です。

○梅村みずほ君 ありがとうございます。

旭川の調査委員会、しっかりと指導、助言をしていただきますようお願いすると同時に、スクールカウンセラーの多様な在り方についても御検討いただきたいと思います。

最後、一分ほどなんですけれども、子供たちの悩みが多様化しています。虐待、いじめもそうですけれども、ヤングケアラーなどいろいろな問題があります。

私は、GIGAスクール構想で一人一台タブレットが配られているからこそ、文科省にアプリを開発してほしいと思っています。何で悩んでいるとタップしたら、学校のこと、家庭のこと、体のことと選べる、それをタップしたら家のことと選べる、お母さんが病気を患っているで選べる、そうやってたどり着いた先に情報があつたり、ヘルプの窓口、URLがあつたり、SNS相談があつたり、あるいはチャットで、学校の中で同じ境遇の子供は見付けられないけれども、全国を探せばいるわけです。同じような境遇の子たちで意見交換ができる場もあつていいと思うんです。そして、デジタルの時代ですから、自殺に関するページに何十回も一週間でアクセスしていたら、アラートということでそこから学校現場ないしはスクールカウンセラーにアクセスができる、そつとそつと実態を届けることができる、そういう仕組みがあつてもいいと思います。

最後に、大臣から一言、子供の命を守ることに関して言葉をいただけないでしょうか。

○国務大臣(萩生田光一君) 文科省としては、御指摘のICTを活用した相談体制の充実も重要と考え、SNS等を活用した相談体制の整備の推進などにより、様々な悩みを抱える児童生徒の早期

発見等に向けた取組を行っています。

また、本年二月より児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議を開催し、GIGAスクール構想における一人一台端末を含むICTを活用した効果的な自殺対応など、児童生徒の自殺等に関する背景や適切な対応等について集中的に御議論をいただいているところでです。

本協働会議における議論を踏まえ、引き続き、自殺予防教育を推進するとともに、一人一台端末を活用した相談体制の充実を含め、コロナ禍における効果的な自殺対策について速やかに検討を進めてまいりたいと思っております。先生御提案のあったアプリにつきましても、そこまで多様な対応ができるかはともかくとして、まず一義的には、この自殺やそういった相談ができるアプリ開発も並行して今検討しているところでございます。

○梅村みずほ君 ありがとうございます。終わります。

○伊藤孝恵君 新型コロナウイルスは、私たちに人の病、そして人の死というのがある日突然やつてくるというのを思い知らせました、思い知りました。愛する人の死はとても悲しく、そしてそのなかなか苦しみから抜け出せない人というものもあります。うちの母がまさにそうで、祖父母の介護が長かったせいか、祖父を見送った後も、後悔とか喪失感とか自問とかそういうもので、二年たつても思い出しているといううような母でした。

そんな母に、ばあばに読んであげようよと子供たちが持つてきたのがこの「このあとどうしやおう」という絵本でして、(資料提示)中身を少し御紹介すると、亡くなったおじいちゃんの部屋のベッドの下にあるノートを主人公が見付けて、そこには、この後どうしやおうというのが書かれたノートで、おじいちゃんの絵とか文字とかいっぱい、自分が将来死んだらどうなりたいか、自分がどうしてほしいかというのがいっぱい書いてあつて、例えばということで、想像豊かな、本當思わずくすつと笑ってしまうような、そういう天

国の描写が続いております。

この作者のヨシタケシンスケさんという方は、お母様を長患いの病気で亡くされて、そしてお父様を急病で失ったんだそうです。突然の死ではもちろん、ゆっくり訪れる死を前にしても、家族同士で死について語ることというのはすごく難しく、結果、恐怖を分かち合うことや心配を掛け合うことができなかったというような後悔があるとおっしゃっていました。健康で元気なときにもつとカジュアルに死について話ができていたらよかったというふうにおっしゃっていました。

もちろん、その死について軽く語るという意味ではありませんけれども、子供たちのレジリエンスを育む上で、こういった不幸な出来事、悲しい別れからも立ち直ることができる前向きな心、そしてユーモアを持つておくことはとても大切なことだというふうに思います。死について語るのは縁起でもないことでもなくて、子供たちへの残酷な問いでもなくて、お互いの死生観、この後どうしやおうを交換しておくことは、いずれやってくる大きな悲しみを癒やすエッセンスになるのかもしれないなど、私もこれら子供たちに読んでもらつて思つた次第です。

資料一を御覧ください。こちら、文科省にいただいたがん教育の教材です。

平成二十八年十二月のがん対策基本法改正により、がん教育に関する条文が新たに盛り込まれ、新学習指導要領にも明記されました。これを受けて、今年からは中学で、来年からは高校でがん教育がスタートをいたします。

これ、見ていただくのと分かるんですけども、これ、がんの概要というのが述べてあるんですね。私は、子供たちには、人間は病から逃れられないので、だから予防とか検診が大切なこと、しかし過度に恐れることはなくて、日進月歩で医療は進歩していますので、その病との共生も可能にしていること、しかし時には死というものもあること、自分にも自分の家族にも友達にもそれは起こるもので、そのとき人はどうやって向かい合つ

てきたのか、そういう考えに触れていただきたいというふうに思います。自治体によっては小学校から始めているところもあるんですけども、こういったものを伝えるのに早過ぎることはないなというふうに思います。

このがん教育にもっと、死への向かい方とかケア、自分のケア、家族のケア、そういったケアとの向かい方、そのリテラシー教育というのの視点をもっと入れた方がいいのにな、もったいないなというふうに思うんですが、大臣、いかがでしょうか。

○政府参考人(龍本寛君) お答え申し上げます。

がん教育についてはございますけれども、学習指導要領におきましては、決して医学的な観点からのがんという視点だけではなくて、望ましい生活習慣、適正な生活習慣の大切さであったり、あるいは御指摘にありました、検診等を早期に受けることで、闘える病気といえましょうか、克服できる病気だということで、早期の検診等の重要性、その他前向きに生きていく上で必要な知識についても書いていますところがございますし、更に言えば、文科省が作成をしておりますが教育推進の教材というのがありますけれども、この中では、がんと向き合って、がんと共に生きていくといった内容なども記載をしているところがございます。

子供たちががんについて学ぶことを通して、健康と命の大切さについて学び、自らの健康を適切に管理する、あるいはがんについての正しい知識やがん患者への理解を深めていただきたいと考えております。

また、死についてという御指摘もございましたけれども、私ども、がん教育を進める上で、実際にはがんを経験された方はもちろんですが、大切な方を亡くされたその家族の方などを外部講師に招いて、そのがん教育の授業に参画いただくなどによって、生や死に関する内容あるいはがんにかかった場合の治療の実態などについても扱うことを通して、がんを児童生徒にとって身近なもの

のとして考えさせることも重要であると考えております。

先ほどもちよつと触れました文科省が作成している教材の中でも、親のがんが子供の生活に及ぼす影響など関連する内容も記載をさせていただいているところがございます。文科省としては、各学校におけるがん教育がより充実したものとなるよう、これらの教材改訂あるいは周知などを通じて必要な支援を努めてまいりたいと思います。

あと一点、ケアについてということも御指摘ございました。

ケアに関しましては、厚労省さんとともにヤングケアラーについての検討会議を進めてきたところでありまけれども、大事なことは二つ大きくあるんだと思います。

一つは、そうした子供を周囲の教師、周りの人間が早く気付いて適切な支援につなげていくこと。今回、検討会議の報告書を受けて、厚生労働省さんも更に踏み込んだ支援について検討を進めると聞いております。

もう一方で、子供自身がヤングケアラー若しくは過度なケアをして授業等にも差し障りがあるようなことがあったとしても、子供自身が気付かないというようなことも、今回の検討会議の中のアンケート調査その他でも見えてきている部分がございますので、子供自身も、ヤングケアラーについての認知度といたしまして、こういう課題があるということについて認知度を高めていくような取組を、これは厚労省さんとも連携をしながら取組をさせていただきたいと思っておりますし、まだまだ不足しているスクールソーシャルワーカーの配置の充実と、福祉の支援につなげていくためのキーパーソンでございますので、こういったことにも文科省としては取組をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○伊藤孝恵君 今回、全国調査によってヤングケアラーの課題、顕在化させていただきました。そして、このヤングケアラー問題というのを放置す

ればビジネスケアラー問題にこれ直結をするということ、資料二を御覧ください。

これ、仕事と介護の両立というのは、今後ますますこの国の中心課題になっていきます。これまでもこれからの問題の規模というのは大きく異なるということは言わずもがなです。

現在、要介護の認定者を日常的にサポートしながら仕事をしているというふうに答えた人のこのグラフを見ていただくと、二十代だと三十三人に一人、三十代だと十七人に一人、四十代だと十三人に一人。この三、四十代というのは、特に育児と介護のダブルケア、二〇一六年のデータですけど、今ダブルケアをしている御家庭は二十五万人。東京ドーム一個五万人ですから、東京ドーム五個分をいっばいにする方々が育児をしながら、介護をしながら働いている。そして、夫妻それぞれの両親という複数人介護でも発生する構造でありながら、そのほとんどの人が全く準備もしないで介護生活に突入します。当然、予備軍は相変わらず準備などできておりません。

そして、我々は、とかく介護離職の数とか制度活用率というのを見がちですけれども、資料三を御覧いただくと、このビジネスケアラーの方たちはあえて制度を活用していないというのが分かるグラフ、付けてございます。理由は、例えば収入が下がってしまう、会社の理解が得られない、周りの目が気になったり、人手不足で休みにくかったりするというようなことがあります。よって、経営者からしたら、課題顕在化しておりませんので、これは経営課題、人事課題になっていないという認識の下、ますます手当てがされてこなかったというのが今までなんだというふうに思います。

この手を打つべきというのは、制度の充実ももちろんですが、早い段階で実践的な情報提供、エージングリテラシーというの高齢化リテラシーというのの分かりませけれども、介護が始まる前から継続的にリテラシーを身に付けることを当たり前にする。これ、がん教育並みに、も

しかしたらそれ以上に、この国で生きていく上で大切な知識かもしれないというふうに思うんですが、このエージングリテラシー、高齢化リテラシーについて大臣の御所見をお願いします。

○政府参考人(龍本寛君) お答え申し上げます。

エージングリテラシーという言葉をごいう概念として受け止めるかということですが、こういう介護が、現にしながら社会生活を送っている方も相当数いらっしゃる。そういう社会が既にあるんだ。人生百年時代とか言われる中で、将来自分が、子供にとって、将来自分が介護というものとその社会生活、その手前というヤングケアラーである学校生活、それから、その先に社会生活ということでビジネスケアラーということになっていくのかなと思いますけれども、先ほど申し上げたとおり、今回の検討会議の中では、本当に小学生の時代からお母さんのケアを自然にやっていて、決して自分はそのうう、いわゆるヤングケアラーだという認識なくずっと過ごして、もう三十超えて、今になって、ああ、そうだったのかと気付いたというような方のお話なども、その会議の中で聞かせていただいたりもしました。したがって、ちよつと繰り返しになりますが、先ほど申し上げたとおり、世の中にこういう課題があって、例えば学校生活の段階だとヤングケアラーだと思えますし、社会生活になってこのビジネスケアラーということだろうと考えますけれども、こういう課題があって、実はそこで声を上げていいたよというようなことを含めて、こういう課題、先ほどヤングケアラーの認知度を児童生徒にも、厚労省さんとも連携をして高めてまいり取組をしてまいりたいと申し上げましたけれども、その先には当然、社会人になって、その協力者会議の中のヒアリングでは、自分の就きたい仕事に何とか就けたんだけど、その後、またもつと具合が悪くなつて、結局諦めて、離職せざるを得なかった。その後、数年後にお母さん亡くなられて、ぽっかり穴が空いているような状態とかというのがありますので、社会福祉制度とか、様々



な社会のその支援する仕組みについても理解をしてもらうと。前提として、今いる子供たちには、今ヤングケアラーとしてその介護やケアが自分の学校で学ぶ学習に支障になっていないかどうかということを含めて、こういう問題についての理解、認知を高められるような取組をしっかりとまずは取り組ませていただきたいと思っています。

○伊藤孝恵君 ヤングケアラー問題について本当に実はいろいろなところにつながっている物すごく大きな課題だというふうに思います。

そして、先ほどの、この後どうしちやおうじやないですけれども、自分がケアする相手がどんな死生観を持っているのか、例えば延命措置を望むのか望まないのか、そういったところも交換しておかなければ、なかなかその後、お互いにどういったケアを望んでいるのか、どういったお互いの人生を過ごすのかというのも合意ができないというところがありますので、せっかくな教育をするのであれば、その死ということ、命ということ、生きるということにつながるって局長おっしゃいましたけれども、そのとおりです。そして、そのケアということも改めて一緒に学んで、子供たちに学んでもらいたいなど、エージングリテラシー、高齢化リテラシー、この国で生きるのに、働くのに、大人になるのに絶対大事な知識だと思っています。

そして、大臣は違うかと思うんですけど、私、会社員をしていて、四十歳になるときから介護保険料というのを納付すること気付いていなかったんです。そして、その保険料はどうやって算出されるのかというのもしつかり分かっていなかったです。そして、突然自分の家に介護というのが生まれたときに、病院とか市役所とか弁護士さんとかいろいろなところに手続に行くわけですけど、何の知識もなかったんですね。やっぱり、こういう知識も含めて、生きていく上で幼いときから学んでいくというのは、本当に生きる上で大切だと思っています。

最後、御所見お願いいたします。

○国務大臣(萩生田光一君) 先生の問題意識は、せっかく学習指導要領にもがんについて触れるようになったのに、まあどちらかといえばがんは早期発見によって治る病気なんだという、そういうポジティブな内容が教科書にはちりばめられているんですけども、残念ながら、医療は尽きて、命を落とし、別れのときが来ることもある。そういった、将来のそういったことを突然子供たちが成長段階で経験するのではなくて、あらかじめリテラシーを高めておくことというのは極めて重要なんじゃないかという御提案だと思います。

是非、御提案をしっかりと踏まえて、発達段階に応じて、やっぱり子供たちがいろんなことの準備をできる、準備ということとちよつと大げさかもしれませんが、知識を広げていくことができるようなことは今の社会に合うように変えていかなきゃいけないと思いますので、お話を受け止めて、今後考えてみたいと思います。

○伊藤孝恵君 終わります。

○吉良よし子君 日本共産党の吉良よし子です。今日は、いわゆるわいせつ教員、学校での性暴力問題について伺いたいと思います。

子供たちを性暴力から守るために、性暴力で懲戒免職になった教員について、学校などの子供に関わる職に就かせない、これは当然だと思えます。ただ、その前提として、その事実認定がある。学校での性暴力被害の事実認定そのものが非常に困難である、その被害がなかなか表に出てこないこと自体が私は大きな課題だと思っております。

特に、教職員が加害をする際、その教員であるという立場を利用して、これは指導だと、君のためなんだなどと言って巧妙に従わせたり、時には脅しもしながらコントロールしたりする事例が多く、そのために、子供たちもその場で拒むことができただけでなく、相談、声を上げることすらしづらいた。さらに、保護者や同僚からも信頼されている教師であれば、なおさら子供たちは周囲に相談することもできず、その被害が発覚しづら

くなると思うわけです。学校での性暴力というのはこのような特性があると、思うんですけども、大臣の御認識はいかがでしょうか。

○国務大臣(萩生田光一君) そのとおりだと思います。

まず、児童生徒を守り育てる立場にある教師が児童生徒に対してわいせつな行為を行うなどということは断じてあってはならないことですが、御指摘のとおり、教師による児童生徒への性暴力被害の場合は、今お話があったように、そのときにはそれが何を意味する行為なのか子供たちには分からなくて、大人になって初めてそういうことだったのかということまで心を痛めるという場合もありますし、また、分かっているんですけども、それを言えば、次にもしかしたらこの先生が異動になっていなくなってしまうかもしれないとか、そのことによって友達からの信頼を失うかもしれないという二次的なことを心配して、言うならば一人で抱え込むというような場合が子供たちの場合には非常に多くある、まさに特性がある被害だというふうに承知しております。

○吉良よし子君 おっしゃるとおり、子供たち自身が何をされているか分からないということ自体もありますし、やはり教師からの子供への性暴力ということであれば、子供が信頼を寄せている教員による加害であり、子供の一生を左右する、深刻なダメージを与えるものであるわけです。

さらに、この教師からの子供への性暴力というのは、つまり、その地位、関係性を利用した性暴力の典型だというものであり、圧倒的に教師が上の立場で権力を持つため、暴行とか脅迫なんということをしなくても性暴力が起こり得る状況にあるからこそ悪質だということを、私、重ねて申し上げておきたいと思うわけです。

同時に、先ほど大臣がおっしゃったとおり、被害者が子供だからこそ、自分に起きたことを具体的な言葉にして周りの大人に伝えることというのが大人以上につらい、困難を伴うというのは明らか

かだと思うわけです。そのため、学校現場で子供に対する教師からの性暴力事案が発覚した場合、その事実確認というのは本当に丁寧に行う必要があると思います。

この被害を受けた子供たちに配慮して事実確認を行える体制づくり、また、適切に子供たちを保護し救済できる仕組みづくり、私、早急に進めていく必要があるのではないかと思います。文科省ではいかがお考えでしょうか。

○政府参考人(瀧本寛君) お答えを申し上げます。

いわゆる非違行為や疑わしい行為があった場合には、各教育委員会において教員や児童生徒等から聞き取りなども行つて事案の調査を行い、その結果を踏まえて厳正に懲戒処分を行うなど対処いただいているところでございますが、その際、委員御指摘のとおり、被害を受けた児童生徒には十分に配慮して対応する必要があると考えております。

こうした観点から、文部科学省においては、子供たちを性暴力の加害者にも被害者にもあるいは傍観者にもしないための命の安全教育の推進のほか、各教育委員会に対しまして、教員や児童生徒を対象としたアンケートの実施など実態把握に努めること、あるいは被害児童生徒の相談体制整備やスクールカウンセラーなど専門家等による適切な支援を行うこと、さらには、調査等によりまして、事案に応じた弁護士や医師等の外部の専門家の協力を得ること、また、処分事案の公表に関しては、当然ながら、被害児童生徒のプライバシー保護に十二分に配慮するよう求めているところでございます。

文部科学省としては、引き続き、教員による児童生徒へのあつてはならない性暴力被害、この防止のための取組を推進するとともに、被害児童生徒に配慮した事実確認、あるいは支援、保護等の取組について、関係府省や教育委員会等と十分に相談をしながら進めてまいりたいと考えております。

○吉良よし子君 全体的に答えていただいたんですけど、私、今確認したいのは、事実確認のプロセスについてなんです。何か被害があったと子供が訴え出たときに事実を認定するといったときに、ただでさえ口にするのが困難なことを、例えば様々な大人が介入して、専門家とかおっしゃいましたけど、担任の教師であったり、若しくは外部の人であったり教育委員会であったりと、もう何度も何度も説明させるような事態があったら、それは本当、大変な精神的な苦痛を伴うことだと思っんです。もう大人であってもそれは苦痛だと思っうわけで、やはり、子供であるがゆえに、その事実確認の過程、本当に丁寧にやらなきゃいけない。

ワンストップ支援なんて大人の場合はあるわけですけども、そういった体制をちゃんと整備しなきゃいけないんじゃないかという御質問なんですけれども、いかがでしょう。

○政府参考人(瀧本寛君) お答えを申し上げます。

委員御指摘のとおり、子供の側に最大限配慮した対応が望まれるところでございますが、実は既に、子供が被害者である、あるいは目撃者等の参考人である場合の刑事事件の調査又は捜査の段階において取られている仕組みとして、いわゆる司法面接の制度がございます。

その際には、その事案がどういうところまで手続が進んでいるかによりますけれども、検察、警察、児童相談所の三機関の担当者が子供への聴取方法などについて十分に協議を行った上で、そのうちの代表者一人が子供の供述特性を踏まえた上で、踏まえた方法で面接、聴取等を行う仕組みが既に平成二十七年から取り入れられているところでございます。

この制度は、子供の負担軽減若しくは子供の供述の信頼性を確保するという観点から、こうした関係機関の連携の強化の中で平成二十七年から既に導入されている制度でございます。したがって、こうした司法面接の手法を活用すること

も被害児童生徒に対して聞き取り等を行う際に有効な方法だと考えておりまして、法務省等の関係省庁からも情報をいただきながら、各教育委員会の人事管理担当者に対して事案の調査に当たっての工夫なども伝えてまいりたいと考えております。

○吉良よし子君 司法面接という手法について御紹介あったわけですけど、これ要するに学校現場でやられていることではないわけですよ。だから、これをちゃんと各学校現場で丁寧にできるように是非やっていただきたいと重ねて申し上げておきます。

さらに、子供が被害を受けた場合、本当にそれが性被害だと気付くまで時間が掛かるということには本当に少なくないと思うわけです。私、この二年の間、性暴力のない社会を目指すフラワーデモに参加してきました。その中で出されているのが、子供の頃に何らかの性被害に遭った当事者の多くの方が長年その被害が被害だと認識できなかったとお話しされていたことなんです。

札幌市で中学時代の教員からの性被害について裁判で闘っている石田郁子さんも、二十年、三十年たつて、大人になってから自分の受けた行為が性暴力だったと気付いたと話されていた。自分自身を守るためにそういうつらい体験を無自覚のうちに記憶から消してしまつて、時間がたつてから被害がよみがえるといったケースもあるわけなんです。

こうした特性踏まえれば、学校での性暴力の事実認定する場合は、現在の児童生徒の被害を調査するのはもちろんのこと、被害者からの訴えがあれば、それがたとえ過去の事案であっても遡つてその事実を認定し、適切に対処することも必要だと思ひますが、大臣、いかがでしょうか。

○政府参考人(瀧本寛君) お答え申し上げます。教員による児童生徒への性暴力被害等につきまして被害者から訴えがあった場合、時間がたつてから訴えがあった場合、たとえそれが長い時間を経過してからだったとしても、可能な限り事実関

係の確認を行うことが望ましいと考えております。

一方で、地方公務員法による、済みません、またです、ね、また、地方公務員法による懲戒処分については、法律上の時効はなく、職員の身分を継続して保有する限り、在職中の過去の義務違反に対して懲戒処分を行うことも可能でございますので、そうした事実が確認された場合にはその内容に応じて厳正に対処することが必要だと考えております。

また一方で、一般的には時間の経過とともにその事実関係の確認が難しくなるという面もございますので、まずは、教員による性暴力被害を見過ごすことのないよう、目の前の児童生徒あるいは教職員を対象としたアンケートを実施するなど、その事案をできるだけ速やかに確認をし、その実態把握を踏まえて適切な対処をしていくことが、併せて進めていくことが重要であると考えております。

○吉良よし子君 可能な限り遡つても対応するという御答弁だったと思ひます。本当に是非、過去の事案だからといって置き去りにするのではなくて、ちゃんと適切に被害が発覚した時点で遡つても調査、事実認定していただきたいと思ひます。

そうじゃなくて、多くの当事者の皆さん、PTSDを患うなど、精神的、身体的に長年にわたる苦しんでいるという話が報道等でされていま

す。例えば、当時小学校四年生だった妹さんが教師から盗撮されたという方によると、その当該教師は逮捕されたけれども、妹はいまだに怖くて家族の前でも着替えができないことがあるという。三十年以上も前、みんながいる教室で教師の膝の上に座らされて机の陰で下着の中に手を入れられ

るという被害を受けた方、三十年たつた今もお、現在も過食と嘔吐が続く、そういう報道もありました。子供に対する性暴力が残酷なのは、被害当時子

供だった被害者が、当時は分からなくても成長とともにその行為の意味が分かるように、更に一層傷が深くなるということなわけです。だからこそ、先ほどおっしゃられたように、被害を未然に防ぐと、嫌なことをされたら嫌だつて言っていないんだと、プライバシーゾーンは触らない、触らせないんだという、そういう性教育というのを本当に年齢に合わせて早い段階から行つて被害を防いでいくということは大事です。

先ほど御紹介ありましたけど、文科省、命の安全教育を掲げて、命を大切にするための教材、指導の手引書の中で、プライバシーゾーンを触らない、相手との距離を取ることの重要性などを示す性暴力被害を予防する取組進めていらっしゃる。これ大事な取組だと思っんですが、一方で、いまだに学習指導要領には性教育という言葉がないわけです。

改めて、大臣、この性教育を教育課程にちゃんと位置付けると、人権教育と一体に位置付けるべきだと思ひますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(萩生田光一君) 児童生徒が学校における性に関する指導を通じて性に関して正しく理解し、適切な行動が取れるようにすることは非常に重要だと考えております。

このため、学校における性に関する指導は、学習指導要領に基づいて、保健体育あるいは特別活動を始め学校教育活動全体を通じて指導されており、その指導に当たつては、児童生徒の発達段階を踏まえるとともに、集団で一律に指導するのではなく、個々の児童生徒の抱える問題に応じ個別に指導することとしております。また、地域の実情や児童生徒の発達段階に応じて人権教育も行われております。

文科省においては、今後とも、国で作成した指導資料や命の安全教育に係る教材等の活用も含め、学校における指導の充実が図られるよう努めてまいります。

というのが今までの答弁なんですけど、ここで議員の皆さんも御努力いただいて、例えばわいせ



つ教員の議員立法などが成立をするような方向になれば、じゃ、それ具体的にどういうことなのかということの子供たちも理解していなければ犯罪要件が分からないわけでありまして、そういった意味で、かなり時代が変わってきましたので、この国会でも度々性教育の必要性については先生方からも御指摘いただいております。

また、ICT教育が始まりましたので、簡単にそういったその情報に接することができる環境が子供たちにも増えてきているのも事実でありますので、この時代の変化をしつかり踏まえて、その在り方について文科省でしっかりと検討してみたいと思っています。

○委員長（太田房江君） 時間が来ております。

○吉良よし子君 是非しっかりと検討していただきたいですし、やはり包括的な性教育だと、単純に被害を防ぐだけじゃなくて、相手を尊重すること、性的なことにもきちんと同意を得てお互いに幸福を得られるような関係性を築いていくことが重要なんだよということを学ぶ人権教育としての性教育を進めていただきたいということを申し上げて、質問を終わります。

○船後靖彦君 れいわ新選組、船後靖彦でございます。

さて、唐突ですが、私は若い頃、プロのミュージシャンを目指していました。今でもセンサーで音を出すギターを演奏し、仲間とバンド活動を行っています。新型コロナウイルス感染拡大で私もバンド活動を自粛せざるを得ない状況が続いておりますが、コロナ感染が収束した際には、大臣始め委員長、委員の皆様私のライブに御招待させていただきます。足をお運びいただけましたらこの上ない喜びでございます。本日は、コロナ禍における国のアーティスト支援策について質問させていただきます。

代読いたします。

質問通告はしておりませんが、萩生田大臣に基本的なお考えをお聞きます。

劇場やライブハウス、クラブ等は文化施設とい

う認識で間違いないでしょうか。大臣の御答弁をお願いいたします。

○国務大臣（萩生田光一君） 大切な文化施設だと思っております。

○船後靖彦君 代読いたします。

ありがとうございます。

文化庁は、コロナ禍の影響を受ける文化芸術団体関係者の方々の活動継続のため支援策を講じてきたとお聞きしています。支援事業の総数と予算総額を教えてくださいませんか。

○政府参考人（矢野和彦君） お答えいたします。

これまで、コロナ禍の影響を受ける文化芸術団体関係者の方々の継続活動のため、令和二年度第一次補正予算において、各地域で多種多様な文化芸術体験の機会を創出する生徒やアマチュアを含む地域の文化芸術関係団体、芸術家によるアートキャラバン、第二次補正予算において、活動の継続に向けた積極的な取組等を支援する文化芸術活動継続支援事業、第三次補正予算におきまして、文化芸術関係団体が行う積極的な公演等を支援するアート・フォー・ザ・フューチャーなど、文化庁として五つの事業に計八百九十三億円の予算を計上してまいりました。

○船後靖彦君 代読いたします。

ありがとうございます。

私も文化庁の支援事業の内容を拝見させていただきました。文化庁さんも頑張っていたいているとは存じますが、フリーランスの方にとつては、用意されている五つのメニューのうち一つしか選択肢がないなど、業界団体や業者に厚くフリーランスに薄いというのが私の印象です。

業界団体や業者への支援はもちろん重要ですが、本場に支援の手が必要なのはフリーランスの方々だと考えます。文化庁の見解をお尋ねいたします。

○政府参考人（矢野和彦君） お答え申し上げます。

先ほど、五つの事業、計八百九十三億円というふうに申し上げましたけれども、そのうち五百九

億円が令和二年度第二次補正予算、文化芸術継続支援事業でございますが、これは主にフリーランスを含めた個人向けの枠がしっかりと取られておりまして、約七千四百件を支援してきたところでございます。

また、令和二年度第三次補正予算、アート・フォー・ザ・フューチャーの事業におきましては、団体の公演等の開催を支援することにより、例えばフリーランスを含む出演者にも出演料という形で支援が届くということを意図しております。文化芸術関係団体が行う積極的な公演等を支援すること、その公演等に関与するフリーランスの方々も支援してまいりたいというふうに考えております。

○船後靖彦君 代読いたします。

ありがとうございます。

支援事業に申請したアーティストの方から、文化庁の担当者は現場を知らないので審査が適当だ、アーティストは書類作成などが不得手な人が多い、お金を特定の層にただばらまくのではなく、申請をサポートする部署をつくり、書類作成などについてガイドしてほしいという要望がありました。また、申請して支援金を受領した方からは、公演ツアーを企画して取行したが、終了後に掛かった経費の五分の一しか助成されず赤字を被った、二度と申請しないと怒りました。また、アーティストを支える舞台スタッフやイベントの方からは、自分たちには支援策がない、イベントは裏方スタッフがいてこそ成立するので、自分たちにも支援してほしいという声をいただきました。

文化庁はこの指摘をどう受け止めますでしょうか。

○政府参考人（矢野和彦君） お答えする前に、先ほど七千四百件と申しましたが、七万四千件の誤りでございます。大変失礼いたしました。それでは、御答弁申し上げます。

第二次補正予算の事業でございます文化芸術活動の継続支援事業について、当初、申請手続を行うことに苦慮しているという御相談、御意見が多

数あったということは私どもも承知しているところでございます。そのため、継続支援事業につきましては、事務局体制の抜本的な整備、ホームページの情報の充実等を行ってきたところでございます。

回数を重ねることによってかなり改善できたのではないかと、そういう御評価もいただいたというふうに認識しておりますけれども、現在公募を行っておりますアート・フォー・ザ・フューチャー事業におきましても、事業のコールセンターの体制充実や、随時、オンライン説明会、個別相談会などを実施するなど、申請しやすくなる取組を実施しているところでございまして、これからも改善に努めてまいりたいというふうに考えております。

補助率についてのお尋ねがございましたが、第三次補正予算につきましては、それまでの三分の二、四分の三という補助率から、定額補助というものを採用し、団体規模に応じた支援をすることとしておりまして、負担をできるだけ軽減できるように措置したところでございます。

さらに、今御指摘のございました舞台スタッフ等も含め、公演等に関与する方々についても、公演等への支援を通じて支援をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○船後靖彦君 代読いたします。

ありがとうございます。

今後、ますますコロナ禍の打撃を受けるアーティストが増えることが予想されます。ここは、萩生田大臣のお力で予算の確保をお願いしたいものです。大臣が財務省に要請に行く際には、私も同行させていただきたく存じます。予算確保について、大臣の決意をお聞かせください。

○国務大臣（萩生田光一君） 様々な御批判もありましたけれど、昨年からの文化に携わる人たちが何としても支援を続けていこうということ、現場も大変努力はしているというふうに私は思っています。

ただ、例えば今回の予算を見るとフリーランス

に薄いじゃないかと言うんですけど、逆に二次補正はフリーランスに厚くて企業、団体に対して薄いじゃないかということなので、そういったバランスのこともありますし、それから、私ははつきり業界団体の皆さんに申し上げているんですけど、おっしゃるように、その文化芸術を支えるスタッフというのは、必ずしもどこかの企業や団体に属していて、そして例えば社会保険でそれが確認できるとか、源泉徴収で前年度の収入が明確に分かるとかという人ばかりじゃなくて、今年はそういうツアーがあるから手伝ってくれと言われて、しかし、その人じゃなきゃやっぱりできないことというのもあるんだなということはよく理解しました。

したがって、是非そういう人たちに、何かグループピングとか、ぶら下がってほしいと、直ちにユニオンというふうには申し上げませんけれども、何らかの形で文化従事者だということが対外的にも分かるような仕組みをつくっていただくことが極めて重要なんじゃないかということを、今業界の皆さんにもお願いをさせていただいております。

したがって、今はいろんな制約があつて、もう本当に皆さんあえていっていると思います。今回の緊急事態宣言の中でも、何とかその二分の一の入場者、五千人上限ということで文化、スポーツ守ることができましたけれども、しかし、自治体によつてはそれも駄目だということもあるわけです。

この一年間、文化関係の人たちがクラスターも出さずに様々な努力をして、この感染と、言うならばコロナと共に、文化の灯を消さない、そういう努力をしてきたことは、私、十分承知しておりますので、今後、その後のことも含めて、必要な予算措置についてはしっかりと、八月、要求もしていきたいというふうに思っておりますので、先生を煩わせないで何とか結果を出したいと思いが、それでも足らざるときには是非協力をお願いしたいなと思っております。

○委員長(太田房江君) 速記を止めてください。

〔速記中止〕

○委員長(太田房江君) 速記を起こしてください。

○船後靖彦君 代読いたします。

先ほど同行と申しましたが、私は決して煩わしくは感じません。大臣、いつ参りますですしょうか。

○国務大臣(萩生田光一君) 先生の存在が煩わしいということではなくて、先生にそういう御負担を掛けないで自分では何とか結果を出したいというふうに、その決意を申し上げました。

また、今までもそういった決意の下に結果は出してきたという自負がありますので、この文化を支えていくということは極めて大事です。国全体で考える必要があると思っております。国全体で頑張りますし、先生がどうしても財務省に行きたいということであれば、また声は掛けさせていただきます。

あわせて、国費のみならず、今文化庁長官と話しているのは、今回、基金などの積み上げが非常にスピードが遅くて、考えるところがありました。自分たちの力で少し稼いで、しっかりとそういった、こういう緊急事態を乗り越えていくためのそうしたセーフティーネットもつくつていこうということをお願いは今考えているようでございますので、こんなこともコロナが落ち着いたら大いに、あちらこちらで旗を掲げて、少し稼ぐ文化庁も目指していきたいなと思っておりますので、御支援をお願いしたいと思います。

○船後靖彦君 代読いたします。

今回は、コロナ禍で影響を受けたアーティストへの支援策に特化して質問させていただきましたが、コロナ禍で苦しむ全ての人に十分支援が行き渡るよう政府一丸で取り組んでいただきたいと心よりお願いを申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。

○委員長(太田房江君) 本日の調査はこの程度にとどめます。

○委員長(太田房江君) 次に、著作権法の一部を改正する法律案を議題といたします。萩生田文部科学大臣。

○国務大臣(萩生田光一君) この度、政府から提出いたしました著作権法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、著作物等の公正な利用を図るとともに著作権等の適切な保護に資するため、図書館等が著作物等の公衆送信等を行うことができるようにするための規定を整備するとともに、放送同時配信等における著作物等の利用を放送等における利用と同様に円滑化するための措置を講ずるものであります。

次に、この法律案の内容の概要について御説明申し上げます。

第一に、図書館関係の権利制限規定の見直しを行います。

図書館関係の権利制限規定については、従来から、デジタル化、ネットワーク化に対応できていない部分があるとの課題が指摘されてきたところ、今般の新型コロナウイルス感染症の流行に伴う図書館の休館等によつて、インターネットを通じて図書館資料へのアクセスに係るニーズが顕在化したしました。こうした状況を踏まえ、権利者の利益保護の観点に十分留意しつつ、デジタルネットワーク技術を活用した国民の情報アクセスを充実させていくことが重要であります。

このため、まず、国立国会図書館が、絶版等で一般に入手困難な資料のデータを、図書館等だけでなく、事前登録した利用者に対して直接インターネット送信できるようにします。これによつて、利用者は、各家庭等にいながらにして、国立国会図書館のウェブサイト上で多様な資料を閲覧することができるようになります。

また、図書館等において、利用者の調査研究の用に供するため、現行の紙媒体での複写サービスに加え、権利者保護のための厳格な要件の下で、著作物の一部分をメールなどで送信することがで

きるようになります。その際、図書館等の設置者が権利者に補償金を支払うよう求めることとします。

第二に、放送番組のインターネット同時配信等に係る権利処理の円滑化のための措置を講じます。

放送番組のインターネット同時配信等は、視聴者の利便性向上やコンテンツ産業の振興等の観点から非常に重要な取組であります。他方、放送番組組には、多様かつ大量の著作物等が利用されているため、同時配信等を推進するに当たっては、これまで以上に迅速かつ円滑な権利処理を可能とする必要があります。

このため、放送事業者の有する権利処理に係る様々な課題に総合的に対応し、著作権制度に起因して映像の差し替えなどが生じる蓋かぶせを解消することを目指して、同時配信等について、放送と同様の円滑な権利処理を実現いたします。

具体的措置としては、まず、学校教育番組組の放送や国会等での演説の利用など、放送では許諾なく著作物等を利用できることを定める権利制限規定について、同時配信等にも適用できるように拡充します。また、放送事業者と権利者が放送番組組での著作物等の利用を認める契約を行う際、権利者が別段の意思表示をしていなければ、放送に加え同時配信等での利用も許諾したものと推定する許諾推定規定を創設することで、放送と同時配信等の権利処理をワンストップ化します。

また、集中管理等が行われておらず円滑に許諾を得ることが困難なレコードや実演について、同時配信等に当たつての事前の許諾を不要としつつ、事後的に放送事業者が権利者に補償金を支払うことを求めることとします。

さらに、放送に当たつて放送事業者と権利者との協議が調わない場合における文化庁長官の裁定制度を、同時配信等でも活用することができるようになります。

このほか、所要の規定の整備を行うこととしております。以上が、この法律案の提案理由及びその内容の



概要であります。

何とぞ、十分御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(太田房江君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十四分散会

五月十四日本委員会に左の案件が付託された。

一、大学学費負担軽減と給付制奨学金の拡大に関する請願(第一二二九号)

一、教育費負担の公私間格差をなくし、子供たちに行き届いた教育を求める私学助成に関する請願(第一二三八号)

一、子供一人一人を大切にし、感染症にも強い少数数学級を求めることに関する請願(第一一三九号)

第一二二九号 令和三年四月三十日受理

大学学費負担軽減と給付制奨学金の拡大に関する請願

請願者 さいたま市 近田竹明 外一名

紹介議員 伊藤 岳君

日本でも返済不要の奨学金がスタートした。しかし、受け取れる人は学年当たり二万人と限定され、全大学生に占める割合は僅か二％程度と、ほとんどの大学生は利用できない。先進国では、元々大学学費が安い上、三割程度の大学生が給付制奨学金を受けている。しかし、日本の高等教育予算は先進国の半分以下で、その結果、高い大学学費と教育ローンと化した奨学金が、若者に進学を諦めるか、バイト漬け・借金漬けで進学するかという究極の選択を押し付けている。日本の高等教育予算を先進国並みに引き上げれば、世界でも異常に高い大学学費の半減と、現在奨学金を利用している人の約半数の七十万人に月三万円を支給する給付制奨学金を実現することができる。ま

た、貸与制奨学金の無利子切替えや、若者の生活を追い詰めないような返済方法の改善も急務である。何より、大学学費の値下げに踏み出し、半額程度に引き下げるべきである。

については、次の事項について実現を図られたい。

一、高い大学学費の値下げに踏み出し、半額程度に引き下げる。

二、少なくとも月三万円、七十万人規模の給付制奨学金を創設すること。

三、有利子奨学金を無利子に切り替えること。所得連動型返済制度や減免制度の拡充、延滞金や保証人・保証料の廃止など、若者の生活を追い詰めないよう返済方法を改善すること。

第一一三八号 令和三年五月六日受理

教育費負担の公私間格差をなくし、子供たちに行き届いた教育を求める私学助成に関する請願

請願者 奈良市 飯田誠 外九千九百九十九名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第一一三九号 令和三年五月六日受理

子供一人一人を大切にし、感染症にも強い少数数学級を求めることに関する請願

請願者 埼玉県川口市 松浦和子 外三百四十六名

紹介議員 吉良よし子君

次の事項について実現を図りたい。

一、安心・安全な少数数学級を速やかに実施すること。

二、授業を詰め込み過ぎず、仲間との学びと豊かな学校生活を保障すること。

五月十九日本委員会に左の案件が付託された。

一、著作権法の一部を改正する法律案

## 著作権法の一部を改正する法律案

著作権法の一部を改正する法律

第一条 著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第二条 第一項第九号の五の次に次の三号を加える。

九の六 特定入力型自動公衆送信 放送を受信して同時に、公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置に情報を入力することにより行う自動公衆送信(当該自動公衆送信のために行う送信を含む。)をいう。

九の七 放送同時配信等 放送番組又は有線放送番組の自動公衆送信(当該自動公衆送信のために行う送信を含む。以下この号において同じ。)のうち、次のイからハまでに掲げる要件を備えるもの(著作権者、出版権者若しくは著作隣接権者(以下「著作権者等」という。)の利益を不当に害するおそれがあるもの又は広く国民が容易に視聴することが困難なものであるとして文化庁長官が総務大臣と協議して定めるもの及び特定入力型自動公衆送信を除く。)をいう。

イ 放送番組の放送又は有線放送番組の有線放送が行われた日から一週間以内(当該放送番組又は有線放送番組が同一の名称の下に一定の間隔で連続して放送され、又は有線放送されるものであつて

その間隔が一週間を超えるものである場合には、一月以内でその間隔に応じて文化庁長官が定める期間内）に行われるもの（当該放送又は有線放送が行われるより前に行われるものを除く。）であること。

ロ 放送番組又は有線放送番組の内容を変更しないで行われるもの（著作権者等から当該自動公衆送信に係る許諾が得られていない部分を表示しないことその他のやむを得ない事情により変更されたものを除く。）であること。

ハ 当該自動公衆送信を受信して行う放送番組又は有線放送番組のデジタル方式の複製を防止し、又は抑止するための措置として文部科学省令で定めるものが講じられているものであること。

九の八 放送同時配信等事業者 人的関係又は資本関係において文化庁長官が定める密接な関係（以下単に「密接な関係」という。）を有する放送事業者又は有線放送事業者から放送番組又は有線放送番組の供給を受けて放送同時配信等を業として行う事業者をいう。

第二条第一項第二十一号中「著作権者、出版権者又は著作隣接権者（以下「著作権者等」という。）を「著作権者等」に改め、同項第二十四号を同項第二十五号とし、同項第二十三号を同項第二十四号とし、同項第二十二号の次に次の一号を加える。

二十三 著作権等管理事業者 著作権等管理事業法（平成十二年法律第百三十一号）第二条第三項に規定する著作権等管理事業者をいう。

第二条第九項中「第九号の五」の下に、「第九号の七」を加える。

第三条第一項中「者又は」を「者若しくは」に、「得た者若しくは」を「得た者又は」に、「第三十七条第三項ただし書及び第三十七条の二ただし書において」を「以下」に改める。

第四条第一項中「次項、第三十七条第三項ただし書及び第三十七条の二ただし書において」を「以下」に改める。

第二十九条第二項中「が放送」の下に「又は放送同時配信等」を加え、同項第一号中「自動公衆送信（送信可能化のうち、公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置に情報を入力することによるものを含む。）」を「特定入力型自動公衆送信」に改め、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 その著作物を放送同時配信等する権利及び放送同時配信等されるその著作物を受信装置を用いて公

に伝達する権利

第二十九条第三項中「が有線放送」の下に「又は放送同時配信等」を加え、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 その著作物を放送同時配信等する権利及び放送同時配信等されるその著作物を受信装置を用いて公に伝達する権利

第三十一条第一項中「の資料（以下この条）を「の資料（次項）に改め、同項第一号中「第三項において同じ。」を削り、同条第二項中「次項」を「次項若しくは第四項」に、「同項」を「以下この条」に改め、同条第三項中「当該図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、自動公衆送信される当該著作物の一部分の複製物を作成し、当該複製物を一人につき一部提供する」を「次に掲げる行為を行う」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該図書館等の利用者の求めに応じ、当該利用者が自ら利用するために必要と認められる限度において、自動公衆送信された当該著作物の複製物を作成し、当該複製物を提供すること。

二 自動公衆送信された当該著作物を受信装置を用いて公に伝達すること（当該著作物の伝達を受ける者から料金（いずれの名義をもつてするかを問わず、著作物の提供又は提示につき受ける対価をいう。第五項第二号及び第三十八条において同じ。）を受けない場合に限る。）。

第三十一条に次の四項を加える。

4 国立国会図書館は、次に掲げる要件を満たすときは、特定絶版等資料に係る著作物について、第二項の規定により記録媒体に記録された当該著作物の複製物を用いて、自動公衆送信（当該自動公衆送信を受信して行う当該著作物のデジタル方式の複製を防止し、又は抑止するための措置として文部科学省令で定める措置を講じて行うものに限る。以下この項及び次項において同じ。）を行うことができる。

一 当該自動公衆送信が、当該著作物をあらかじめ国立国会図書館にその氏名及び連絡先その他文部科学省令で定める情報を登録している者（次号において「事前登録者」という。）の用に供することを目的とするものであること。

二 当該自動公衆送信を受信しようとする者が当該自動公衆送信を受信する際に事前登録者であることとを識別するための措置を講じていること。

5 前項の規定による自動公衆送信を受信した者は、次に掲げる行為を行うことができる。



一 自動公衆送信された当該著作物を自ら利用するために必要と認められる限度において複製すること。

二 次のイ又はロに掲げる場合に応じ、当該イ又はロに定める要件に従つて、自動公衆送信された当該著作物を受信装置を用いて公に伝達すること。

イ 個人的に又は家庭内において当該著作物が閲覧される場合の表示の大きさと同等のものとして政令で定める大きさ以下の大きさで表示する場合 営利を目的とせず、かつ、当該著作物の伝達を受ける者から料金を受けずに行うこと。

ロ イに掲げる場合以外の場合 公共の用に供される施設であつて、国、地方公共団体又は一般団法人若しくは一般財団法人その他の営利を目的としない法人が設置するものうち、自動公衆送信された著作物の公の伝達を適正に行うために必要な法に関する知識を有する職員が置かれているものにおいて、営利を目的とせず、かつ、当該著作物の伝達を受ける者から料金を受けずに行うこと。

6 第四項の特定絶版等資料とは、第二項の規定により記録媒体に記録された著作物に係る絶版等資料のうち、著作権者若しくはその許諾を得た者又は第七十九条の出版権の設定を受けた者若しくはその複製許諾若しくは公衆送信許諾を得た者の申出を受けて、国立国会図書館の館長が当該申出のあつた日から起算して三月以内に絶版等資料に該当しなくなる蓋然性が高いと認めた資料を除いたものをいう。

7 前項の申出は、国立国会図書館の館長に対し、当該申出に係る絶版等資料が当該申出のあつた日から起算して三月以内に絶版等資料に該当しなくなる蓋然性が高いことを疎明する資料を添えて行うものとする。

第三十四条第一項中「若しくは」を削り、「又は当該放送を受信して同時に」を「地域限定特定入力型自動公衆送信（特定入力型自動公衆送信のうち、」に改め、「以下同じ」を削り、「自動公衆送信（送信可能化のうち、公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置に情報を入力することによるものを含む）」を「行われるものをいう。以下同じ」に改め、「行い」の下に「又は放送同時配信等（放送事業者、有線放送事業者又は放送同時配信等事業者が行うものに限る。第三十八条第三項、第三十九条並びに第四十条第二項及び第三項において同じ。）を行い」を加える。

第三十八条第一項中「（いずれの名義をもつてするかを問わず、著作物の提供又は提示につき受ける対

価をいう。以下この条において同じ。）」を削り、同条第二項中「専ら当該放送に係る放送対象地域にお

いて受信されることを目的として自動公衆送信（送信可能化のうち、公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置に情報を入力することによるものを含む。）」を「地域限定特定入力型自動公衆送信」に改め、同条第三項中「又は有線放送される著作物（放送される著作物が自動公衆送信される場合の当該著作物を含む。）」を「有線放送され、特定入力型自動公衆送信が行われ、又は放送同時配信等（放送又は有線放送が終了した後を開始されるものを除く。）が行われる著作物」に改める。

第三十九条第一項中「若しくは有線放送し、若しくは当該放送を受信して同時に専ら当該放送に係る放送対象地域において受信されることを目的として自動公衆送信（送信可能化のうち、公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置に情報を入力することによるものを含む。）」を「有線放送し、地域限定特定入力型自動公衆送信を行い、若しくは放送同時配信等」に改め、同条第二項中「若しくは」を削り、「又は自動公衆送信される」を「地域限定特定入力型自動公衆送信が行われ、又は放送同時配信等が行われる」に改める。

第四十条第二項中「若しくは有線放送し、若しくは当該放送を受信して同時に専ら当該放送に係る放送対象地域において受信されることを目的として自動公衆送信（送信可能化のうち、公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置に情報を入力することによるものを含む。）」を「有線放送し、地域限定特定入力型自動公衆送信を行い、若しくは放送同時配信等」に改め、同条第三項中「若しくは」を削り、「又は自動公衆送信される」を「地域限定特定入力型自動公衆送信が行われ、又は放送同時配信等が行われる」に改める。

第四十四条第一項中「ことなく放送する」を「ことなく放送し、又は放送同時配信等する」に改め、「自己の放送」の下に「又は放送同時配信等（当該放送事業者と密接な関係を有する放送同時配信等事業者が放送番組の供給を受けて行うものを含む。）」を加え、「同じく放送する」を「同じく放送し、若しくは放送同時配信等する」に改め、同条第二項中「有線放送する」を「有線放送し、又は放送同時配信等する」に改め、「除く。」の下に「又は放送同時配信等（当該有線放送事業者と密接な関係を有する放送同時配信等事業者が有線放送番組の供給を受けて行うものを含む。）」を加え、同条第三項中「前二項」を「前三項」に、「又は有線放送」を「有線放送又は放送同時配信等」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 放送同時配信等事業者は、第二十三条第一項に規定する権利を害することなく放送同時配信等することができ、著作物を、自己の放送同時配信等のために、自己の手段又は自己と密接な関係を有する放送事業者若しくは有線放送事業者の手段により、一時的に録音し、又は録画することができる。

第四十七条の六第一項第二号中「第三十一条第一号若しくは第三項後段」を「第三十一条第一項（第一号に係る部分に限る。）、第三項（第一号に係る部分に限る。）」に改める。

第四十七条の七中「第三項後段、第三十二条」を「第三項（第一号に係る部分に限る。以下この条において同じ。）、第三十二条」に、「第三十一条第一号若しくは第三項後段」を「第三十一条第一号若しくは第三項」に改める。

第四十九条第一項第一号中「若しくは第三項後段」を「第三項第一号若しくは第五項第一号」に、「若しくは第二項」を「から第三項まで」に改め、同項第三号中「第四十四条第三項」を「第四十四条第四項」に、「又は有線放送事業者」を「有線放送事業者又は放送同時配信等事業者」に改め、同条第二項第一号中「若しくは第三項後段」を「第三項第一号若しくは第五項第一号」に改める。

第六十三条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 著作物の放送又は有線放送及び放送同時配信等について許諾（第一項の許諾をいう。以下この項において同じ。）を行うことができる者が、特定放送事業者等（放送事業者又は有線放送事業者のうち、放送同時配信等を業として行い、又はその者と密接な関係を有する放送同時配信等事業者が業として行う放送同時配信等のために放送番組若しくは有線放送番組を供給しており、かつ、その事実を周知するための措置として、文化庁長官が定める方法により、放送同時配信等が行われている放送番組又は有線放送番組の名称、その放送又は有線放送の時間帯その他の放送同時配信等の実施状況に関する情報として文化庁長官が定める情報を公表しているものをいう。以下この項において同じ。）に対し、当該特定放送事業者等の放送番組又は有線放送番組における著作物の利用の許諾を行った場合には、当該許諾に際して別段の意思表示をした場合を除き、当該許諾には当該著作物の放送同時配信等（当該特定放送事業者等と密接な関係を有する放送同時配信等事業者が当該放送番組又は有線放送番組の供給を受けて行うものを含む。）の許諾を含むものと推定する。

第六十八条の見出しを「（著作物の放送等）」に改め、同条第一項中「放送しよう」を「放送し、又は

放送同時配信等しよう」に改め、「放送事業者」の下に「又は放送同時配信等事業者」を加え、「の許諾」を「若しくは放送同時配信等の許諾」に、「放送する」を「放送し、又は放送同時配信等する」に改め、同条第二項中「放送される」を「放送され、又は放送同時配信等される」に、「専ら当該放送に係る放送対象地域において受信されることを目的として自動公衆送信（送信可能化のうち、公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置に情報を入力することによるものを含む。）」を「地域限定特定入力型自動公衆送信」に、「自動公衆送信」を「地域限定特定入力型自動公衆送信」に改める。

第七十条第四項第二号中「放送」の下に「又は放送同時配信等」を加える。

第八十条第四項中「及び第五項」を「及び第六項」に、「同条第五項」を「同条第六項」に改める。

第八十六条第一項中「第三項後段」を「第三項（第一号に係る部分に限る。）」に改め、同条第二項第一号中「私的使用の目的」の下に「又は第三十一条第五項第一号に定める目的」を加え、「同項」を「これら」に改め、同項第二号中「第三項後段」を「第三項第一号」に改め、同条第三項中「第三十一条第三項前段」の下に「及び第四項」を加える。

第九十三条の見出しを「（放送等のための固定）」に改め、同条第一項中「放送の」を「放送及び放送同時配信等の」に改め、同条第二項中「行なつた」を「行つた」に改め、同項第一号中「放送」の下に「若しくは放送同時配信等」を加え、同項第二号中「放送事業者」の下に「又は放送同時配信等事業者」を加え、「さらに」を「更に」に、「放送の」を「放送又は放送同時配信等の」に改める。

第九十四条を第九十三条の二とし、同条の次に次の二条を加える。

（放送等のための固定物等による放送同時配信等）

第九十三条の三 第九十二条の二第一項に規定する権利（放送同時配信等に係るものに限る。以下この項及び第九十四条の三第一項において同じ。）を有する者（以下「特定実演家」という。）が放送事業者に対し、その実演の放送同時配信等（当該放送事業者と密接な関係を有する放送同時配信等事業者が放送番組の供給を受けて行うものを含む。）の許諾を行ったときは、契約に別段の定めがない限り、当該許諾を得た実演（当該実演に係る第九十二条の二第一項に規定する権利について著作権等管理事業者による管理が行われているもの又は文化庁長官が定める方法により当該実演に係る特定実演家の氏名若しくは名称、放送同時配信等の許諾の申込みを受け付けるための連絡先その他の円滑な許諾のために必要



な情報であつて文化庁長官が定めるものの公表がされているものを除く。）について、当該許諾に係る放送同時配信等のほか、次に掲げる放送同時配信等を行うことができる。

一 当該許諾を得た放送事業者が当該実演について第九十三条第一項の規定により作成した録音物又は録画物を用いてする放送同時配信等

二 当該許諾を得た放送事業者と密接な関係を有する放送同時配信等事業者が当該放送事業者から当該許諾に係る放送番組の供給を受けてする放送同時配信等

2 前項の場合において、同項各号に掲げる放送同時配信等が行われたときは、当該放送事業者又は放送同時配信等事業者は、通常の使用料の額に相当する額の報酬を当該実演に係る特定実演家に支払わなければならない。

3 前項の報酬を受ける権利は、著作権等管理事業者であつて全国を通じて一個に限りその同意を得て文化庁長官が指定するものがあるときは、当該指定を受けた著作権等管理事業者（以下この条において「指定報酬管理事業者」という。）によつてのみ行使することができる。

4 文化庁長官は、次に掲げる要件を備える著作権等管理事業者でなければ、前項の規定による指定をしてはならない。

一 営利を目的としないこと。

二 その構成員が任意に加入し、又は脱退することができること。

三 その構成員の議決権及び選挙権が平等であること。

四 第二項の報酬を受ける権利を有する者（次項及び第七項において「権利者」という。）のためにその権利を行使する業務を自らの確に遂行するに足る能力を有すること。

5 指定報酬管理事業者は、権利者のために自己の名をもつてその権利に関する裁判上又は裁判外の行為を行う権限を有する。

6 文化庁長官は、指定報酬管理事業者に対し、政令で定めるところにより、第二項の報酬に係る業務に関して報告をさせ、若しくは帳簿、書類その他の資料の提出を求め、又はその業務の執行方法の改善のため必要な勧告をすることができる。

7 指定報酬管理事業者が第三項の規定により権利者のために請求することができる報酬の額は、毎年、指定報酬管理事業者と放送事業者若しくは放送同時配信等事業者又はその団体との間において協議して

定めるものとする。

8 前項の協議が成立しないときは、その当事者は、政令で定めるところにより、同項の報酬の額について文化庁長官の裁定を求めることができる。

9 第七十条第三項、第六項及び第八項、第七十一条（第二号に係る部分に限る。）、第七十二条第一項、第七十三条本文並びに第七十四条第一項（第四号及び第五号に係る部分に限る。第十一項において同じ。）及び第二項の規定は、第二項の報酬及び前項の裁定について準用する。この場合において、第七十条第三項中「著作権者」とあり、及び同条第六項中「申請者に通知し、第六十八条第一項又は前条の裁定をしたときは、その旨を当事者」とあるのは「当事者」と、第七十四条第二項中「著作権者」とあるのは「第九十三条の第三項に規定する指定報酬管理事業者」と読み替えるものとする。

10 前項において準用する第七十二条第一項の訴えにおいては、訴えを提起する者が放送事業者若しくは放送同時配信等事業者又はその団体であるときは指定報酬管理事業者を、指定報酬管理事業者であるときは放送事業者若しくは放送同時配信等事業者又はその団体を、それぞれ被告としなければならない。

11 第九項において準用する第七十四条第一項及び第二項の規定による報酬の供託は、指定報酬管理事業者の所在地の最寄りの供託所にするものとする。この場合において、供託をした者は、速やかにその旨を指定報酬管理事業者に通知しなければならない。

12 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の規定は、第七項の協議による定め及びこれに基づいてする行為については、適用しない。ただし、不公正な取引方法を用いる場合及び関連事業者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

13 第二項から前項までに定めるもののほか、第二項の報酬の支払及び指定報酬管理事業者に関し必要な事項は、政令で定める。

（特定実演家と連絡することができる場合の放送同時配信等）

第九十四条 第九十三条の二第一項の規定により同項第一号に掲げる放送において実演が放送される場合において、当該放送を行う放送事業者又は当該放送事業者と密接な関係を有する放送同時配信等事業者は、次に掲げる措置の全てを講じてもなお当該実演に係る特定実演家と連絡することができないときは、契約に別段の定めがない限り、その事情につき、著作権等管理事業者であつて全国を通じて一個に限りその同意を得て文化庁長官が指定したもの（以下この条において「指定補償金管理事業者」とい

う。）の確認を受け、かつ、通常の使用料の額に相当する額の補償金であつて特定実演家に支払うべきものを指定補償金管理事業者に支払うことにより、放送事業者にあつては当該放送に用いる録音物又は録画物を用いて、放送同時配信等事業者にあつては当該放送に係る放送番組の供給を受けて、当該実演の放送同時配信等を行うことができる。

一 当該特定実演家の連絡先を保有している場合には、当該連絡先に宛てて連絡を行うこと。

二 著作権等管理事業者であつて実演について管理を行っているものに対し照会すること。

三 前条第一項に規定する公表がされているかどうかを確認すること。

四 放送同時配信等することを予定している放送番組の名称、当該特定実演家の氏名その他の文化庁長官が定める情報を文化庁長官が定める方法により公表すること。

2 前項の確認を受けようとする放送事業者又は放送同時配信等事業者は、同項各号に掲げる措置の全てを適切に講じてもお放送同時配信等しようとする実演に係る特定実演家と連絡することができないことを疎明する資料を指定補償金管理事業者に提出しなければならない。

3 第一項の規定により補償金を受領した指定補償金管理事業者は、同項の規定により放送同時配信等された実演に係る特定実演家から請求があつた場合には、当該特定実演家に当該補償金を支払わなければならない。

4 前条第四項の規定は第一項の規定による指定について、同条第五項から第十三項までの規定は第一項の補償金及び指定補償金管理事業者について、それぞれ準用する。この場合において、同条第四項第四号中「第二項の報酬を受ける権利を有する者（次項及び第七項において「権利者」という。）のためにその権利を行使する」とあるのは「次条第一項の確認及び同項の補償金に係る」と、同条第五項中「権利者」とあるのは「特定実演家」と、同条第六項中「第二項の報酬」とあるのは「次条第一項の確認及び同項の補償金」と、同条第七項中「第三項の規定により権利者のために請求することができる報酬」とあるのは「次条第一項の規定により受領する補償金」と読み替えるものとする。

第九十四条の二中「次条第一項」を「第九十五条第一項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（商業用レコードに録音されている実演の放送同時配信等）

第九十四条の三 放送事業者、有線放送事業者又は放送同時配信等事業者は、第九十一条第一項に規定する権利を有する者の許諾を得て商業用レコード（送信可能化されたレコードを含む。次項、次条第一

項、第九十六条の三第一項及び第二項並びに第九十七条第一項及び第三項において同じ。）に録音されている実演（当該実演に係る第九十二条の二第一項に規定する権利について著作権等管理事業者による管理が行われているもの又は文化庁長官が定める方法により当該実演に係る特定実演家の氏名若しくは名称、放送同時配信等の許諾の申込みを受け付けるための連絡先その他の円滑な許諾のために必要な情報であつて文化庁長官が定めるものの公表がされているものを除く。）について放送同時配信等を行うことができる。

2 前項の場合において、商業用レコードを用いて同項の実演の放送同時配信等を行ったときは、放送事業者、有線放送事業者又は放送同時配信等事業者は、通常の使用料の額に相当する額の補償金を当該実演に係る特定実演家に支払わなければならない。

3 前項の補償金を受ける権利は、著作権等管理事業者であつて全国を通じて一個に限りその同意を得て文化庁長官が指定するものがあるときは、当該著作権等管理事業者によつてのみ行使することができる。

4 第九十三条の三第四項の規定は前項の規定による指定について、同条第五項から第十三項までの規定は第二項の補償金及び前項の規定による指定を受けた著作権等管理事業者について、それぞれ準用する。この場合において、同条第四項第四号中「第二項の報酬」とあるのは「第九十四条の三第二項の補償金」と、同条第七項及び第十項中「放送事業者」とあるのは「放送事業者、有線放送事業者」と読み替えるものとする。

第九十五条第一項中「（送信可能化されたレコードを含む。第九十七条第一項及び第三項において同じ。）を削り、同条第十三項中「（昭和二十二年法律第五十四号）」を削る。

第九十六条の二の次に次の一条を加える。

（商業用レコードの放送同時配信等）

第九十六条の三 放送事業者、有線放送事業者又は放送同時配信等事業者は、商業用レコード（当該商業用レコードに係る前条に規定する権利（放送同時配信等に係るものに限る。以下この項及び次項において同じ。）について著作権等管理事業者による管理が行われているもの又は文化庁長官が定める方法により当該商業用レコードに係る同条に規定する権利を有する者の氏名若しくは名称、放送同時配信等の許諾の申込みを受け付けるための連絡先その他の円滑な許諾のために必要な情報であつて文化庁長官が



定めるものの公表がされているものを除く。次項において同じ。）を用いて放送同時配信等を行うことができる。

2 前項の場合において、商業用レコードを用いて放送同時配信等を行ったときは、放送事業者、有線放送事業者又は放送同時配信等事業者は、通常の使用料の額に相当する額の補償金を当該商業用レコードに係る前条に規定する権利を有する者に支払わなければならない。

3 前項の補償金を受ける権利は、著作権等管理事業者であつて全国を通じて一個に限りその同意を得て文化庁長官が指定するものがあるときは、当該著作権等管理事業者によつてのみ行使することができる。

4 第九十三条の三第四項の規定は前項の規定による指定について、同条第五項から第十三項までの規定は第二項の補償金及び前項の規定による指定を受けた著作権等管理事業者について、それぞれ準用する。この場合において、同条第四項第四号中「第二項の報酬」とあるのは「第九十六条の三第二項の補償金」と、同条第七項及び第十項中「放送事業者」とあるのは「放送事業者、有線放送事業者」と読み替えるものとする。

第二百二条第一項中「第九十二条第一項」の下に「第九十二条の二第一項、第九十六条の二」を、「第九十二条第一項又は第九十条の三」との下に「同条第三項中「第二十三条第一項」とあるのは「第九十二条の二第一項又は第九十六条の二」とを加え、同条第五項中「専ら当該放送に係る放送対象地域において受信されることを目的として送信可能化（公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置に情報を入力することによるものに限る。）」を「地域限定特定入力型自動公衆送信」に改め、同条第八項中「これを受信して同時に専ら当該放送に係る放送対象地域において受信されることを目的として送信可能化（公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置に情報を入力することによるものに限る。）」を「地域限定特定入力型自動公衆送信」に改め、同条第九項第一号中「若しくは第三項後段」を「第三項第一号若しくは第五項第一号」に、「若しくは第二項」を「から第三項まで」に改め、同条第三号中「第四十四条第三項」を「第四十四条第四項」に、「又は有線放送事業者」を「有線放送事業者又は放送同時配信等事業者」に改める。

第二百三条中「及び第四項を」を「から第五項までを」に改め、「放送又は有線放送の利用について」の下に「第六十八条、第七十条（第四項第一号及び第七項を除く。）、第七十一条（第二号に係る部分

に限る。）、第七十二条、第七十三条本文及び第七十四条の規定は著作隣接権者に協議を求めたがその協

議が成立せず、又はその協議をすることができない場合における実演、レコード、放送又は有線放送の利用について」を加え、「第六十三条第五項」を「第六十三条第六項」に、「第七十条第五項中「前項」とあるのは「第二百三条において準用する第六十七条第一項」とを「第六十八条第二項中「第三十八条第二項及び第三項」とあるのは「第二百二条第一項において準用する第三十八条第二項」とに改める。

第二百十四条第四項中「（平成十二年法律第百三十一号）」及び「同条第三項に規定する」を削る。

第二条 著作権法の一部を次のように改正する。

目次中「第二節 授業目的公衆送信補償金（第二百四条の十一―第二百四条の十七）」を「第二節 図書館

等公衆送信補償金（第二百四条の十の二―第二百四条の十の八）」に改める。

第三十一条第一項中「この項及び第三項」を「この条及び第二百四条の十の四第三項」に改め、「次項」の下に「及び第六項」を加え、同項第一号中「発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物」を「国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人が一般に周知させることを目的として作成し、その著作の名義の下に公表する広報資料、調査統計資料、報告書その他これらに類する著作物（次項及び次条第二項において「国等の周知目的資料」という。）その他の著作物の全部の複製物の提供が著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情があるものとして政令で定めるもの」に改め、同条第七項を同条第十一項とし、同条第六項中「第四項」を「第八項」に、「第二項」を「第六項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第五項を同条第九項とし、同条第四項中「第二項」を「第六項」に改め、同項第一号中「その氏名及び連絡先その他文部科学省令で定める情報」を「利用者情報」に改め、同項を同条第八項とし、同条第三項第二号中「第五項第二号」を「第九項第二号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第二項中「前項各号」を「第一項各号」に、「第四項」を「第八項」に改め、「（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）」を削り、同項を同条第六項とし、同条第一項の次に次の四項を加える。

2 特定図書館等においては、その営利を目的としない事業として、当該特定図書館等の利用者（あらか

じめ当該特定図書館等にその氏名及び連絡先その他文部科学省令で定める情報（次項第三号及び第八項第一号において「利用者情報」という。）を登録している者に限る。第四項及び第百四条の十の四第四項において同じ。）の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分（国等の周知目的資料その他の著作物の全部の公衆送信が著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情があるものとして政令で定めるものにあつては、その全部）について、次に掲げる行為を行うことができる。ただし、当該著作物の種類（著作権者若しくはその許諾を得た者又は第七十九条の出版権の設定を受けた者若しくはその公衆送信許諾を得た者による当該著作物の公衆送信（放送又は有線放送を除き、自動公衆送信の場合にあつては送信可能化を含む。以下この条において同じ。）の実施状況を含む。第百四条の十の四第四項において同じ。）及び用途並びに当該特定図書館等が行う公衆送信の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

一 図書館資料を用いて次号の公衆送信のために必要な複製を行うこと。

二 図書館資料の原本又は複製物を用いて公衆送信を行うこと（当該公衆送信を受信して作成された電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）による著作物の提供又は提示を防止し、又は抑止するための措置として文部科学省令で定める措置を講じて行うものに限る。）。

3 前項に規定する特定図書館等とは、図書館等であつて次に掲げる要件を備えるものをいう。

一 前項の規定による公衆送信に関する業務を適正に実施するための責任者が置かれていること。

二 前項の規定による公衆送信に関する業務に従事する職員に対し、当該業務を適正に実施するための研修を行うこと。

三 利用者情報を適切に管理するために必要な措置を講じていること。

四 前項の規定による公衆送信のために作成された電磁的記録に係る情報が同項に定める目的以外の目的のために利用されることを防止し、又は抑止するために必要な措置として文部科学省令で定める措置を講じていること。

五 前各号に掲げるもののほか、前項の規定による公衆送信に関する業務を適正に実施するために必要な措置として文部科学省令で定める措置を講じていること。

4 第二項の規定により公衆送信された著作物を受信した特定図書館等の利用者は、その調査研究の用に供するために必要と認められる限度において、当該著作物を複製することができる。

5 第二項の規定により著作物の公衆送信を行う場合には、第三項に規定する特定図書館等を設置する者は、相当な額の補償金を当該著作物の著作権者に支払わなければならない。

第三十二条第二項中「国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人が一般に周知させることを目的として作成し、その著作の名義の下に公表する広報資料、調査統計資料、報告書その他これらに類する著作物」を「国等の周知目的資料」に改める。

第四十七条の六第一項第二号中「第三項」を「第二項、第四項、第七項」に、「第五項」を「第九項」に改める。

第四十七条の七中「第三項」を「第七項」に、「第三十一条第一項若しくは第三項」を「第三十一条第一項若しくは第七項」に改める。

第四十九条第一項第一号及び第二項第一号中「第三項第一号若しくは第五項第一号」を「第二項第一号、第四項、第七項第一号若しくは第九項第一号」に改める。

第八十一条第二号中「次条第一項第二号」の下に「及び第百四条の十の三第二号ロ」を加える。

第八十六条第一項中「第三項」を「第七項」に改め、「第三十条の四ただし書」の下に「第三十一条第一項第一号」を加え、同条第二項第一号中「第三十一条第五項第一号」を「第三十一条第四項若しくは第九項第一号」に改め、同項第二号中「第三項第一号」を「第七項第一号」に改め、同条第三項中

「第三十一条第三項前段及び第四項」を「第三十一条第二項（第二号に係る部分に限る。）」第五項、第七項前段及び第八項」に改め、「第三十条の四ただし書」の下に「第三十一条第五項」を加え、「同条第一項ただし書」を「第三十一条第二項中「著作権者の」とあるのは「出版権者の」と、「著作権者若しくはその許諾を得た者又は第七十九条の出版権の設定を受けた者若しくは」とあるのは「第七十九条の出版権の設定を受けた者又は」と、第四十七条の五第一項ただし書」に改める。

第二百二条第九項第一号中「第三項第一号若しくは第五項第一号」を「第二項第一号、第四項、第七項第一号若しくは第九項第一号」に改める。

第百四条の二第一項中「（以下この節において「指定管理団体」という。）」を削り、「当該指定管理団体」を「当該指定を受けた団体（以下この節において「指定管理団体」という。）」に改め、同条第二



項中「前項の規定による指定がされた場合には、」を削る。

第百四条の十一 第一項中「（以下この節において「指定管理団体」という。）」を削り、「当該指定管理団体」を「当該指定を受けた団体（以下この節において「指定管理団体」という。）」に改め、同条第二項中「前項の規定による指定がされた場合には、」を削る。

第五章第二節を同章第三節とし、同章第一節の次に次の一節を加える。

## 第二節 図書館等公衆送信補償金

（図書館等公衆送信補償金を受ける権利の行使）

第百四条の十の二 第三十一條第五項（第八十六條第三項及び第百二條第一項において準用する場合を含む。第百四条の十の四第二項及び第百四条の十の五第二項において同じ。）の補償金（以下この節において「図書館等公衆送信補償金」という。）を受ける権利は、図書館等公衆送信補償金を受ける権利を有する者（次項及び次条第四号において「権利者」という。）のためにその権利を行使することを目的とする団体であつて、全国を通じて一個に限りその同意を得て文化庁長官が指定するものがあるときは、当該指定を受けた団体（以下この節において「指定管理団体」という。）によつてのみ行使することができる。

2 指定管理団体は、権利者のために自己の名をもつて図書館等公衆送信補償金を受ける権利に関する裁判上又は裁判外の行為を行う権限を有する。

（指定の基準）

第百四条の十の三 文化庁長官は、次に掲げる要件を備える団体でなければ前条第一項の規定による指定をしてはならない。

一 一般社団法人であること。

二 次に掲げる団体を構成員とすること。

イ 第三十一條第二項（第八十六條第三項及び第百二條第一項において準用する場合を含む。次条第四項において同じ。）の規定による公衆送信（以下この節において「図書館等公衆送信」という。）に係る著作物に関し第二十三條第一項に規定する権利を有する者を構成員とする団体（その連合体を含む。）であつて、国内において図書館等公衆送信に係る著作物に関し同項に規定する権利を有する者の利益を代表すると認められるもの

ロ 図書館等公衆送信に係る著作物に関する第二号出版権者を構成員とする団体（その連合体を含む。）であつて、国内において図書館等公衆送信に係る著作物に関する第二号出版権者の利益を代表すると認められるもの

三 前号イ及びロに掲げる団体がそれぞれ次に掲げる要件を備えるものであること。

イ 営利を目的としないこと。

ロ その構成員が任意に加入し、又は脱退することができること。

ハ その構成員の議決権及び選挙権が平等であること。

四 権利者のために図書館等公衆送信補償金を受ける権利を行使する業務（第百四条の十の六第一項の事業に係る業務を含む。以下この節において「補償金関係業務」という。）を的確に遂行するに足りる能力を有すること。

（図書館等公衆送信補償金の額）

第百四条の十の四 第百四条の十の二第二項の規定により指定管理団体が図書館等公衆送信補償金を受ける権利を行使する場合には、指定管理団体は、図書館等公衆送信補償金の額を定め、文化庁長官の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の認可があつたときは、図書館等公衆送信補償金の額は、第三十一條第五項の規定にかかわらず、その認可を受けた額とする。

3 指定管理団体は、第一項の認可の申請に際し、あらかじめ、図書館等を設置する者の団体で図書館等を設置する者の意見を代表すると認められるものの意見を聴かなければならない。

4 文化庁長官は、第一項の認可の申請に係る図書館等公衆送信補償金の額が、第三十一條第二項の規定の趣旨、図書館等公衆送信に係る著作物の種類及び用途並びに図書館等公衆送信の態様に照らした著作権者等の利益に与える影響、図書館等公衆送信により電磁的記録を容易に取得することができることにより特定図書館等の利用者が受ける便益その他の事情を考慮した適正な額であると認めるときでなければ、その認可をしてはならない。

5 文化庁長官は、第一項の認可をするときは、文化審議会に諮問しなければならない。

（補償金関係業務の執行に関する規程）

第百四条の十の五 指定管理団体は、補償金関係業務を開始しようとするときは、補償金関係業務の執行

に関する規程を定め、文化庁長官に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の規程には、図書館等公衆送信補償金の分配に関する事項を含むものとし、指定管理団体は、第三十一条第五項の規定の趣旨を考慮して当該分配に関する事項を定めなければならない。

（著作権等の保護に関する事業等のための支出）

第百四条の十の六 指定管理団体は、図書館等公衆送信補償金の総額のうち、図書館等公衆送信による著作物の利用状況、図書館等公衆送信補償金の分配に係る事務に要する費用その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算出した額に相当する額を、著作権、出版権及び著作隣接権の保護に関する事業並びに著作物の創作の振興及び普及に資する事業のために支出しなければならない。

2 文化庁長官は、前項の政令の制定又は改正の立案をするときは、文化審議会に諮問しなければならない。

3 文化庁長官は、第一項の事業に係る業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、指定管理団体に対し、当該業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（報告の徴収等）

第百四条の十の七 文化庁長官は、指定管理団体の補償金関係業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、指定管理団体に対し、補償金関係業務に関して報告をさせ、若しくは帳簿、書類その他の資料の提出を求め、又は補償金関係業務の執行方法の改善のために必要な勧告をすることができる。

（政令への委任）

第百四条の十の八 この節に規定するもののほか、指定管理団体及び補償金関係業務に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、令和四年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

二 附則第三条及び第四条の規定 令和三年十月一日

三 第一条中著作権法第三条第一項の改正規定、同法第四条第一項の改正規定、同法第三十一条の改正規定、同法第三十八条第一項の改正規定、同法第四十七条の六第一項第二号の改正規定、同法第四十七条の七の改正規定、同法第四十九条第一項第一号の改正規定（「若しくは第三項後段」を「第三項第一号若しくは第五項第一号」に改める部分に限る。）、同条第二項第一号の改正規定、同法第八十六条の改正規定及び同法第一百二十九条第九項第一号の改正規定（「若しくは第三項後段」を「第三項第一号若しくは第五項第一号」に改める部分に限る。）並びに附則第五条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

四 第二条の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

（経過措置）

第二条 第一条の規定（前条第三号に掲げる改正規定を除く。）による改正後の著作権法（以下「第一条改正後著作権法」という。）第二十九条第二項及び第三項の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に創作される映画の著作物の著作権の帰属について適用し、施行日前に創作された映画の著作物の著作権の帰属については、なお従前の例による。

（放送同時配信等の対象としない自動公衆送信を定めるための準備行為）

第三条 文化庁長官は、第一条改正後著作権法第二条第一項第九号の七に規定する著作権者、出版権者若しくは著作隣接権者の利益を不当に害するおそれがある自動公衆送信又は広く国民が容易に視聴することが困難な自動公衆送信を定めるために、施行日前においても、総務大臣に協議することができる。

（著作権等管理事業者の指定等に関する準備行為）

第四条 文化庁長官は、施行日前においても、第一条改正後著作権法第九十三条の三第三項、第九十四条第一項、第九十四条の三第三項又は第九十六条の三第三項の規定及び第一条改正後著作権法第九十三条の三第四項（第一条改正後著作権法第九十四条第四項、第九十四条の三第四項及び第九十六条の三第四項において準用する場合を含む。）の規定の例により、著作権等管理事業者（第一条改正後著作権法第二条第一項第二十三号に規定する著作権等管理事業者をいう。以下この条において同じ。）の指定をすることができる。この場合において、それらの指定は、施行日以後は、それぞれ第一条改正後著作権法第九十三条の三第三項、第九十四条第一項、第九十四条の三第三項又は第九十六条の三第三項の規定による指定とみな



す。

2 前項の規定による指定を受けた著作権等管理事業者は、施行日前においても、第一条改正後著作権法第九十三条の三第七項及び第十二項（これらの規定を第一条改正後著作権法第九十四条第四項、第九十四条の三第四項及び第九十六条の三第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の例により、令和四年の第一条改正後著作権法第九十三条の三第七項に規定する報酬又は補償金の額について、放送事業者、有線放送事業者若しくは放送同時配信等事業者（第一条改正後著作権法第二条第一項第九号の八に規定する放送同時配信等事業者をいう。附則第八条第一項において同じ。）又はその団体と協議して定めることができる。

（団体の指定等に関する準備行為）

第五条 文化庁長官は、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「第四号施行日」という。）前においても、第二条の規定による改正後の著作権法（以下この条及び附則第八条第二項において「第二条改正後著作権法」という。）第百四条の十の二第一項及び第百四条の十の三の規定の例により、団体の指定をすることができる。この場合において、当該指定は、第四号施行日以後は、第二条改正後著作権法第百四条の十の二第一項の規定による指定とみなす。

2 前項の規定による指定を受けた団体は、第四号施行日前においても、第二条改正後著作権法第百四条の十の四第一項及び第三項の規定の例により、同項の意見を聴き、及び同条第一項の認可の申請をすることができる。

3 文化庁長官は、前項の規定による認可の申請があつた場合には、第四号施行日前においても、第二条改正後著作権法第百四条の十の四第四項及び第五項の規定の例により、文化審議会に諮問し、及びその認可をすることができる。この場合において、当該認可は、第四号施行日以後は、同条第一項の規定による認可とみなす。

4 第一項の規定による指定を受けた団体は、第四号施行日前においても、第二条改正後著作権法第百四条の十の五の規定の例により、同条第一項の補償金関係業務の執行に関する規程を定め、文化庁長官に届け出ることができる。この場合において、当該届出は、第四号施行日以後は、同項の規定による届出とみなす。

5 文化庁長官は、第二条改正後著作権法第百四条の十の六第一項の政令の制定の立案のために、第四号施

行日前においても、文化審議会に諮問することができる。

（罰則についての経過措置）

第六条 この法律（附則第一条第三号及び第四号に掲げる規定にあつては、当該各規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第七条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に係る経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討等）

第八条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、放送事業者、有線放送事業者又は放送同時配信等事業者が業として行う放送同時配信等（第一条改正後著作権法第二条第一項第九号の七に規定する放送同時配信等をいう。以下この項において同じ。）の実施状況、これらの者による著作隣接権者への報酬及び補償金の支払の状況その他の第一条改正後著作権法の施行の状況を勘案し、放送同時配信等における著作物、実演及びレコードの公正な利用並びに著作権者及び著作隣接権者の適正な利益の確保に資する施策の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、第二条改正後著作権法第三十一条第三項に規定する特定図書館等の設置者による図書館等公衆送信補償金（第二条改正後著作権法第百四条の十の二第一項に規定する図書館等公衆送信補償金をいう。以下この項において同じ。）の支払に要する費用を第二条改正後著作権法第三十一条第二項に規定する特定図書館等の利用者の負担に適切に反映させることが重要であることに鑑み、その費用の円滑かつ適正な転嫁に寄与するため、図書館等公衆送信補償金の趣旨及び制度の内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解と協力を得るよう努めなければならない。